インクルーシブ社会研究会

調査研究報告書

誰一人取り残さないインクルーシブな社会を

実現するための方策について

令和８年 10 月

はじめに

東広島市議会では、市政に関する重要な政策等および課題に対して、議員が相互に認識を深め、合意形成を図り、もって政策立案等を推進するため、政策研究会を設置するものとしている。

また、政策研究会では、①市政に関する重要な政策等及び課題についての調査研究、②調査研究結果の議会における共有を所掌事項としている。

インクルーシブ社会研究会では、令和６年 10 月から令和 8 年 10 月にかけて「誰一人取り残さないインクルーシブな社会を実現するための方策について」をテーマに研究調査を実施した。

インクルーシブ社会研究会　構成議員

・会　長　原田　栄二
・副会長　鍋島　勢理（令和８年１月 23 日退会）
・副会長　落海　直哉（令和８年１月 26 日就任）
・会　員　木村　輝江（令和８年１月 14 日加入）
・会　員　石原　賢治（令和８年１月 14 日加入）

1　調査・研究テーマ

「誰一人取り残さないインクルーシブな社会の実現を目指すための方策について」

・ユニバーサルデザインの普及など生活環境の整備について

・災害時の支援体制の強化について

・インクルーシブ教育について

・働く環境も魅力的な地域について

・市、市民、事業者及び関係機関の連携協力について

2　インクルーシブの定義・概念

本研究会では、調査研究を進めるに当たり、「インクルーシブ」を次のとおり捉えることとした。

インクルーシブ（包含的・包摂的）とは、年齢、国籍、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが排除されることなく、安心して自分らしく利用できる空間を目指す概念である。

これは、単に設備を整えることのみを意味するものではなく、全ての人が社会の一員として共に生きるための、ソフト・ハード両面にわたる環境を構築する「まちづくり」そのものを指すものである。

そして、このインクルーシブなまちづくりを実現するための具体的なアプローチ及びステップとして、「バリアフリー化」及び「ユニバーサルデザイン化」が位置づけられる。

なお、これらの取組みを進めるに当たっては、行政があらかじめ設計したものを提供するのではなく、これまで計画の過程から排除されがちであった当事者が初期の段階から参画し、対話を通じて共に創り上げていく過程を経ることが重要である。

3　調査目的

本当に誰一人取り残さないまちづくり、市民一人一人の多様性が尊重されるまちづくり、誰もが持てる力を発揮できるようなまちづくりがインクルーシブ社会の実現につながると考え、その実現に向け取り巻く環境を把握し、本市のインクルーシブ社会実現に対する取組みの強化につなげるため。

4　調査方法

（1）執行部からの聴き取り

（2）先進地等への視察

（3）中央省庁からの聴き取り

5 調査期間

令和 6 年 10 月から令和 8 年 10 月まで

6 調査経過

年月日	内容
令和 6 年 10 月 24 日	（インクルーシブ社会研究会結成承認）
11 月 8 日	・会長に原田議員、副会長に鍋島議員を選出 ・調査研究テーマ決定
12 月 18 日	「誰一人取り残さない」インクルーシブ社会の実現に向け、具体的な課題を洗い出し今後の活動について協議を行った。
令和 7 年　2 月 5 日	執行部からの聴き取りを行った。（総務部危機管理課・健康福祉部地域共生推進課）
2 月 18 日	2 月 5 日執行部からの聴取結果について所感など整理、今後の進め方について協議を行った。
4 月 10 日	執行部からの聴き取りを行った。（学校教育部）
4 月 30 日	4 月 10 日執行部からの聴取結果について所感など整理、今後の進め方について協議を行った。
6 月 23 日	行政視察について協議を行った。
8 月 4・5 日	行政視察を実施した。 ①明石市 インクルーシブ推進課 ②豊中市 教育委員会事務局 児童生徒課 ③兵庫県立明石公園
8 月 26 日	8 月 4・5 日に実施した視察の報告書案を確認し、振り返りを行った。
12 月 18 日	執行部からの聴き取りを行った。（財務部・都市交通部）
令和 8 年 1 月 14 日	（木村議員、石原議員が入会）
1 月 23 日	（鍋島副会長が議員辞職に伴い退会）
1 月 26 日	・副会長に落海議員を選出 ・12 月 18 日執行部からの聴取結果について所感など整理、今後の進め方について協議を行った。
3 月 24 日	12 月 18 日執行部からの聴取結果について最終的な整理を行い、今後の方向性について協議を行った。

年月日	内容
令和８年 ６月 10 日	行政視察について、関係省庁の職員からヒアリングを行う形で実施することを決定。各省庁への質問事項について確認した。
７月 30・31 日	関係各省庁の職員からヒアリングを行う形で行政視察を実施した。 ①総務省・デジタル庁・厚生労働省 ②国土交通省 ③内閣府・厚生労働省 ④文部科学省
８月７日	7 月 30・31 日の視察後の所感などを協議し、報告書について確認した。
10 月２日	調査研究報告書（案）について協議を行い、本案を最終報告書とすることを決定した。

7 調査内容

（1）執行部からの聴き取り（総務部危機管理課・健康福祉部地域共生推進課）

本市の災害時の支援体制について、現状を聴取した。

・実 施 日　令和 7 年 2 月 5 日

・実施場所　東広島市役所 第 2 委員会室

・実施内容　別紙 1「インクルーシブ社会研究会執行部（総務部危機管理課・健康福祉部 地域共生推進課）聴取報告書」のとおり

・概　　要　本市は、東広島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、住民自治協議会、民生委員、社会福祉協議会を支援関係者と位置づけている。名簿は毎年 12 月の調査により作成し、関係者間で共有している。

福祉避難所は、これまで協定を結んだ 16 施設で運用してきた。これに加え、要配慮者が直接避難できる福祉避難所を市内各町に 1 箇所ずつ設け、令和 7 年度の出水期までに運用を始める。備品は自助を基本とし、パーテーションやベッドなど持ち運びが難しいものは市が用意する。備品の選定について、当事者と協議する場は設けていない。

避難訓練は各自治協議会が行っている。安芸津町大芝地区の訓練では、車椅子で通れない経路があり、計画を見直すこととなった。訓練を行っていない自治協議会も多いが、市から個別に働きかける取組みは行っていない。

指定避難所 46 箇所のうち、障がい者用トイレがない施設がある。国はトイレの数を発生当初は 50 人に 1 基としているが、現在の備蓄はこの水準に達していない。

（2）執行部からの聴き取り（学校教育部）

本市のインクルーシブ教育の現状等について聴取した。

・実 施 日　令和 7 年 4 月 10 日

・実施場所　東広島市役所 第 2 委員会室

・実施内容　別紙 2「インクルーシブ社会研究会執行部（学校教育部）聴取報告書」のとおり

・概　　要　特別支援学級に在籍する児童生徒には「交流及び共同学習の時間」を設けている。国は、交流の時間を週の授業時間の半分を超えない範囲と定めている。医療的ケアを必要とする児童生徒には、市が任用した看護師を派遣しており、令和 7 年度はフルタイム 3 名と非常勤の代替看護師 2 名を配置している。教育補助員や特別支援教育サポーターなど市費による支援人材は、小学校に 70 人、中学校に 30 人配置している。エレベーターは市内 48 校のうち 15 校程度が未設置で、長寿命化工事に併せて設置することとなっている。外国にルーツを持つ児童生徒は、日常会話に支障はないものの、教科で使う学習言語の理解に課題がある。日本語指導学級を置く学校のうち 1 校を指定校とし、日本語と教科を一体的に学ぶ JSL カリキュラムを先行して研究している段階で、全校での実施には至っていない。教員研修は専門家を招いて実施しているが、保護者が参加する研修は実施しておらず、保護者の意見は個別の相談に応じて対応している。

（3）行政視察（①明石市②豊中市③兵庫県立明石公園）

インクルーシブ社会の実現に資する先進事例を調査するため、次のとおり視察を行った。

・実 施 日　令和 7 年 8 月 4 日・5 日

・視察先及び視察項目　①明石市 インクルーシブ推進課

「インクルーシブ条例について」

「インクルーシブ公園の整備について」

②豊中市 教育委員会事務局 児童生徒課

「インクルーシブ教育について」

③兵庫県立明石公園

「明石公園におけるインクルーシブな公園づくりについて」

・実施内容　別紙 3「インクルーシブ社会研究会　県外自治体等視察報告」のとおり

・概　　要　明石市は、2015 年の手話言語・障害者コミュニケーション条例を皮切りに取組みを段階的に進め、令和 4 年 4 月にインクルーシブ条例を施行した。制定に当たっては 3 年間の検討期間を設け、障がい当事者、学識経験者、交通事業者、商業者などが検討会に参加した。数値目標は定めていない。登録した当事者が建物の改修やイベントの企画に助言するアドバイザー制度を設け、事業者への補助は、点字などコミュニケーションツールの作成が上限 5 万円、物品の購入

が上限 15 万円、工事の施工が上限 30 万円で、いずれも自己負担はない。

豊中市は、昭和 46 年の同和教育基本方針に端を発する「共に学び、共に育つ」教育を約 50 年にわたり実践している。支援学級に在籍する児童生徒も、出席番号、ロッカー、机・椅子、行事参加を通常学級に置き、支援学級の教室はクールダウンや自立活動の指導に用いている。市立豊中病院と協定を結び、看護師が複数の学校を巡回する体制をとっている。

明石公園は、老朽化した大型遊具をインクルーシブ遊具に更新した。計画段階で公園協議会や利用者団体から意見を集め、多目的広場の縮小案の見直しや駐車場の分散配置に反映した。車椅子等の乗降に配慮した専用駐車場を 5 台分設けているが、駐車場から遊具までの動線が離れている。既存のトイレはインクルーシブに対応していない。

（4）執行部からの聴き取り（財務部・都市交通部）

本市の公共施設等におけるユニバーサルデザイン及びインクルーシブデザインの考え方と整備の現状等について聴取した。

・実施日　令和 7 年 12 月 18 日

・実施場所　東広島市役所 第 2 委員会室

・実施内容　別紙 4「インクルーシブ社会研究会　執行部（財務部・都市交通部）聴取報告書」のとおり

・概　　要　本市には、公共施設のインクルーシブデザインに関する独自の規定はない。都市交通部は、既存の障壁を取り除くものをバリアフリー、初めから誰もが使いやすいよう設計するものをユニバーサルデザイン、特定の方の意見を取り入れて課題解決を図るものをインクルーシブデザインと整理している。国を含め明確な定義が確立していないため、市独自の指針や全庁的な基準通知は行わず、先進事例の研究段階にある。ハード整備の実績はないが、下見の瓢箪池、八本松駅前土地区画整理地域内の公園、旧美術館・松翠苑跡地の七ツ池公園への導入を予定している。今後は、インクルーシブ単独のビジョンを策定せず、都市計画マスタープランや緑の基本計画など既存計画の改定時に概念を組み込む方針である。

財務部からは、インクルーシブの本質は設計前の段階で当事者やマイノリティと協議し、共に考える過程にあるとの説明があった。庁舎の多目的トイレは、基準に適合していても重度障がい者には介助スペースが不足していることが、当事者との現地確認で判明した。これを受けて整備方針が策定され、来年度以降に着工する 16 箇所の多目的トイレについて、構造上困難な場合を除き、介助スペースに 1.8 メートル以上の幅員を確保する設計を進めている。

（5）行政視察（関係省庁）

インクルーシブな社会及び誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた国の最新動向と先進事例を調査するため、視察を実施した。なお本視察については、本研究会の元会員である鍋島勢理衆議院議員に協力いただき、衆議院議員会館において関係各省庁の職員からヒアリングを行う形で実施した。

・実 施 日　令和８年７月 30 日・31 日

・視察先及び視察項目

①総務省（自治行政局行政経営支援室、地域通信振興課、情報流通振興課）、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）、厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課）

「誰一人取り残さないデジタル社会の実現について」

②国土交通省（総合政策局共生社会政策課、公園緑地・景観課）

「インクルーシブ公園・ユニバーサルデザインによるまちづくりについて」

③内閣府（政策統括官（共生・共助担当）付）、厚生労働省（社会・援護局地域福祉課（併任）地域共生社会推進室）

「『共生社会・インクルーシブ社会』の地域実装について」

④文部科学省（初等中等教育局特別支援教育課）

「学校教育におけるインクルーシブ教育の推進について」

・実施内容　別紙５「インクルーシブ社会研究会 行政視察報告（関係省庁）」のとおり

・概　　要　総務省及びデジタル庁からは、ウェブアクセシビリティについて、国際規格に合わせた国内規格の改正に伴い「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を改定する予定であるとの説明があった。高齢者や障がい者の ICT 利用を支える「ICT サポートセンター」は、国の補助対象が都道府県、政令市、中核市に限られており、本市が単独で設置する場合は補助の対象とならない。令和７年度に創設された「デジタル活用推進事業債」は、公式ホームページの改修等に充てることができる。

国土交通省からは、インクルーシブ遊具を設置することよりも、場としての遊び場全体を設計することを重視しているとの説明があった。公園分野で国が設ける制約は少なく、自治体の取組みを国が他自治体へ広げていく例が多いこと、小規模な公園を集約・再編する取組みへの支援制度があることが示された。また、本市はバリアフリー法に基づくマスタープランが未策定であるとの指摘があった。

内閣府からは、事業者への合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が優先されるとの説明があった。設置率は都道府県・政令市が 100 パーセント、一般市区町村は約 75 パーセントである。

既存の自立支援協議会に機能を併せ持たせる形でも差し支えない。国はインクルーシブ社会の一元的な定義や最低基準を定めておらず、各省の施策の中に分かれて存在している。

文部科学省からは、次期学習指導要領において、障がいの有無に関わらず共に学べる環境整備という要素が盛り込まれる見込みであるとの説明があった。聴覚障がいや重度肢体不自由のある児童生徒が使う機器の購入には国が全額を補助しており、令和 5 年度から 5 年間の制度である。特別支援教育支援員は、地方財政措置により令和 7 年度から 8 年度にかけて 1,000 人分が拡充された。

8 まとめ

インクルーシブ社会の実現に係る施策において、以下の 9 項目が本市の課題であるとの結論に至った。

（1）インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な考え方の明確化

本市においては、福祉、教育、都市整備など各分野でそれぞれに取組みが進められている一方、その拠り所となる統一的な考え方が明文化されていない。調査の過程においても、「ユニバーサルデザイン」と「インクルーシブ」の捉え方が部局によって異なる場面が見られ、共通の理解が十分に形成されているとは言い難い状況にあった。

視察先の明石市では、令和 4 年に「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」を施行している。同条例は数値目標を定めない理念条例であるが、市の姿勢を市民及び事業者に明確に示す旗印として機能し、後述するアドバイザー制度や事業者支援制度を支える基盤となっていた。

本市においても、インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な考え方を全庁的に統一し、市民及び事業者と共有していく必要がある。その拠り所となる理念条例の制定について、検討を進める必要がある。

（2）全庁的な連携体制の構築

行政組織は、高齢者、障がい者、子どもなど対象者の属性に応じて所管が細分化されており、施設整備を担う部局と当事者支援を担う部局との間で、課題認識や情報が共有されにくい構造にある。しかしながら、インクルーシブなまちづくりは、施設整備、教育、防災、産業振興など複数の分野にまたがるものであり、一つの部局のみで完結するものではない。

特定の部署が全てを担うのではなく、各部局の担当者がそれぞれの所管業務の中で当事者と直接対話し、企画・設計の段階から福祉部局と連携する体制を構築する必要がある。あわせて、全庁的な取組みを推進する中核となる部署の位置づけについても整理が必要である。

（3）インクルーシブデザインに基づく「共創プロセス」の制度化

公共施設の整備において、法令上の技術基準を満たしていても、実際には利用が困難な事例が生じている。市庁舎の多目的トイレは、関係法令の基準を満たして設計されたものであるが、リクライニング式の車椅子を使用し介助者が付き添う場合には、便房内の回転半径や介助のためのスペースが不足し、事実上利用できない状態にあった。当事者を現地に招き、共に検証したことによって初めてこの課題が明らかとなり、今後整備する 16 箇所の多目的トイレについて、介助スペースの幅員を 1.8 メートル以上確保する方針が定められている。

また、道の駅のトイレにおいて、幼児が内側から施錠を解いてしまうという保護者の声を受け、幼児の手が届かない位置に鍵を追加した事例もある。いずれも、利用者の声を聴いて初めて把握できた課題である。

公共施設の新設・改修や事業の企画に当たっては、行政があらかじめ設計したものを提供するのではなく、構想の段階から障がい当事者等の意見を聴取し、対話を通じて計画を練り上げる仕組み（本市独自のガイドライン）を制度として整備する必要がある。地形等の制約により整備が困難とされてきた施設についても、できない理由を挙げるのではなく、当事者とともに何ができるかを探る姿勢が求められる。

（4）民間事業者等の取組みに対する支援体制の構築

市民が日常的に利用する店舗や施設の多くは民間事業者によって運営されており、社会全体のインクルーシブ化を進める上で、民間事業者の取組みは不可欠である。しかしながら、事業者が自主的に改修等を行うには、専門的な知見と費用の両面で負担が大きい。

明石市では、民間事業者が店舗の改修やイベントの企画を行う際に、障がい当事者や高齢者等がアドバイザーとして現地に赴き、当事者の視点から助言を行う制度を設けている。さらに、その助言に基づく改修等について、点字などコミュニケーションツールの作成は上限 5 万円、物品購入は上限 15 万円、工事施工は上限 30 万円を、事業者の自己負担なしで補助する制度を併せて整備している。商店街や自治会が補助を受ける際にアドバイザー制度の活用を条件とするなど、当事者の声を仕組みの中に組み込んでいる点も特徴的である。こうした取組みは、事業者にとっても利用客の拡大につながるものであり、社会的な要請と経済的な利益とを一致させるものである。

本市においても、当事者が直接助言を行う仕組みの創設と、これに基づく改修等に対する支援策とを一体的に整備し、地域の中にインクルーシブな取組みが広がる環境をつくる必要がある。

（5）災害時における要配慮者支援の実効性の確保

本市では、避難行動要支援者名簿の登録要件について、年齢や世帯構成による形式的な要件から、要介護認定の区分や障害者手帳の等級など、避難する上での支援の必要性に着目した要

件へと見直しが行われ、対象者は約 11,774 人から約 7,858 人へと適正化された。また、一般の避難所を経由して移動する協定福祉避難所 16 施設に加え、要配慮者が直接避難することができる指定福祉避難所を市内各町に 1 箇所ずつ、計 9 施設新設し、市職員が運営する方針が示されている。

一方で、制度が整備されても、実際に避難生活を送ることができなければ意味をなさない。固形物を咀嚼できない方のために食事の形態を調える調理器具、医療機器を稼働させ続けるための電源、排泄物を衛生的に処理できる設備など、当事者から直接聴き取らなければ把握できない備えが数多く存在する。また、こうした備えについて、行政が用意するものと、各自が平時から備えておくものとの線引きも明確になっていない。

備品の選定の段階から当事者との対話の場を設けるとともに、その線引きを整理し、市民に周知する必要がある。あわせて、個別避難計画が実際に機能するかを確かめるため、各自治協議会等において当事者を交えた実践的な避難訓練を定期的に実施していく必要がある。

(6)「共に学ぶ」教育環境の充実

本市の学校教育においては、全ての小学校での巡回指導や校内特別支援教室の整備、入学の 3 年前からのエレベーター設置に係る調査、医療的ケアを必要とする児童生徒に対するフルタイム 3 名及び代替要員 2 名の看護師の配置など、県内の同規模自治体と比較しても充実した支援体制が構築されている。

一方で、学校現場においては、教員間で支援に対する意識や技能に差があること、タブレット端末や教材を広げるための机など設備面に細かな格差があることが課題となっている。また、水泳の授業において、安全面を重視する学校側の考えと、他の児童と同じように泳がせてほしいという保護者の思いとが異なる事例も報告されており、一律の対応では対応しきれない場面において、丁寧な対話を重ねることが不可欠である。

視察先の豊中市では、約 50 年にわたり「共に学び、共に育つ」という考え方のもと、特別支援学級に在籍する児童生徒についても、ロッカー、机、出席番号などの生活の基盤を通常学級に置く教育を実践している。同じ場を共有し続けることによって、配慮を必要とする子どもが教室にいることが当たり前となり、分離を求める声そのものが生じなくなるという。幼少期から多様な他者とともに過ごす経験は、次の世代の市民から偏見や思い込みを取り除く上で、最も確かな取組みであると言える。

教職員の専門性の向上と支援に携わる人材の安定的な配置を図りながら、全ての子どもが同じ場で学び合う教育環境の実現に向け、段階的に取組みを進める必要がある。

(7) 外国にルーツを持つ子どもへの支援の充実

本市では、日本語初期指導教室の設置や JSL カリキュラムの導入に向けた検討が進められている。今後も外国にルーツを持つ児童生徒の増加が見込まれる中、日常会話が身についていて

も、学習に必要な言語の習得には長い時間を要し、学力や進路にも影響が及ぶ。

また、受入れの体制は学校によって差があり、保護者が学校からの情報を十分に理解できないことによって、支援が届きにくくなる場合もある。

語学・学習支援の体制を計画的に拡充するとともに、保護者に対する情報提供や相談の体制についても併せて整備していく必要がある。

（8）障害者差別解消支援地域協議会の設置

令和６年４月から、事業者による合理的配慮の提供が義務化された。国は、これを受けて自治体が優先的に整備すべきものとして、障害者差別解消支援地域協議会の設置を挙げている。同協議会は、関係機関が相談事例を共有・蓄積し、差別の解消に向けた対応力を高めるための場である。設置率は、都道府県及び政令市が 100 パーセントである一方、一般市区町村は約75パーセントにとどまる。未設置の理由としては、人員体制の不足が多く挙げられている。

国からは、新たに単独で設置する必要はなく、既存の自立支援協議会に機能を併せ持たせる形でも差し支えないとの説明があった。財政的な措置はないが、設置に当たってのノウハウの提供は受けられる。本市においても、既存の協議会の活用を含め、設置に向けた検討を進める必要がある。

（9）計画への位置づけとバリアフリーマスタープランの策定

国は、インクルーシブ社会についての一元的な定義や最低基準を定めておらず、関係する施策は各省庁に分かれて存在している。国土交通省からは、公園整備をはじめとする分野で国が設ける制約は少なく、自治体が地域の特性に応じて先行して取り組み、それを国が他の自治体へ広げていく例が多いとの説明があった。

一方で、個別の施設整備を連続したものとするため、自治体が基本構想やマスタープランを策定し、まちづくりの方向性を共有することが推奨されている。本市は、バリアフリー法に基づくマスタープランが未策定であるとの指摘を受けた。都市計画マスタープランや緑の基本計画の改定に合わせてインクルーシブの考え方を組み込む方針が示されていることから、これらの計画にどう位置づけるかを整理する必要がある。

以上、市政に関する重要な政策等及び課題についての調査研究を行ったので、調査研究結果を報告する。

別紙１

インクルーシブ社会研究会　執行部（総務部・健康福祉部）

聴取報告書

【日　　時】日時　令和 7 年 2 月 5 日（水）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
【場　　所】東広島市役所　第 2 委員会室
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【相 手 方】総務部　細谷危機管理担当理事
危機管理課　上田次長兼課長、中野課長補佐兼係長
健康福祉部　地域共生推進課　吉岡次長兼課長、佐藤課長補佐兼係長

■テーマ

①災害時要配慮者の支援体制について
②東広島市避難行動要支援者避難支援プランについて
③福祉避難所の環境整備について
④避難所のトイレについて

■事前質問事項及び回答

別紙「インクルーシブ社会研究会質問事項 回答」のとおり
参考：避難行動要支援者対策等の見直しについて（R6.10.16 文教厚生委員会資料）

■質疑応答

Q. 福祉避難所の協定締結施設について、社協などの協議会で様々な議論が行われているとのことだが、具体的にどのような内容が協議されているのか。また、協議の進め方としては、行政側から「こういったことが想定されるので、どのように対応すればよいか」といった相談をしているのか、それとも施設側から「こういう支援をしてほしい」といった要望が出されているのか、どちらが主導的に進めているのか。

A. 現在、福祉避難所の協定を締結している施設は 16 か所と少なく、まずは福祉避難所に対する理解を深めてもらうことが重要な議題となっている。また、災害発生時の運営方法について、統一されたマニュアルがないため、運営体制の整備や具体的な対応について協議を進めている。
　どちらかというと、行政側から施設に対して協力を依頼する形で進めている。その依頼に対し、施設側から「具体的にどのように対応すればよいか」といった質問が寄せられ、それに対して行政が回答するという流れが主となっている。

Q. 福祉避難所との具体的な運営フローは共有されておらず、主に協力の依頼や理解を求める段

階にあるということか。例えば、災害発生時の具体的な動きの確認などは、今後進めていくという理解でよいか。

A. 具体的な運営フローについては、今後の検討課題となっている。

昨年、県が福祉避難所のガイドラインを策定し、各市町へ配付した。その内容を基に、現在東広島市独自の運営方法（東広島バージョン）を検討している段階だ。

Q. 現在、国が災害救助法の改正を進める方針を示している。この改正は、現行の法律に福祉の視点が十分に取り入れられていないことが背景にある。今後、高齢者の増加や福祉の必要性が高まる中で、福祉の観点を取り入れた改正が進められる見込みだ。市としても、今後の取組みに反映してほしい。

A. 法改正については今後の動向を注視する必要があるが、すでにトイレの確保・管理や福祉避難所の運営、避難所の管理などに関するガイドラインが示されている。特に、女性・高齢者・障がい者など、すべての人に配慮した避難所やトイレの設置について具体的な指針が示されており、市としてもこれらのガイドラインの趣旨に沿った対応を進めていく。

Q. 災害時に最も重要なのは、逃げたくても逃げられない状況を防ぐことだ。能登半島地震でも、1月6日時点で直接死が228人、関連死が276人とされている。その関連死には、避難所での死亡や自宅での孤立死も含まれている。今後の対策として、「避難できない人」をどう支援するかが重要な課題となる。その視点を今後の計画に反映してほしい。

A. 現在、個別避難支援計画の作成にあたり、ケアマネジャーにも協力を依頼している。ケアマネジャーは利用者の生活状況や行動特性を把握しており、それをもとに支援プランを作成している。また、ケアマネジャーは災害時に利用者の安否確認を行う役割も担っており、「大丈夫か」と連絡を取る体制を整えている。しかし、この取組みは昨年度から始まったばかりで、まだ十分に進んでいないのが現状だ。

特に、危険度の高い地域（レッド・イエローゾーン）に住む要支援者については、できるだけ早く避難計画を作成する必要がある。具体的な避難方法としては、自宅での垂直避難、台風など事前に予測できる災害時の医療機関・施設へのショートステイ避難などが考えられる。こうした対応を進めるためにも、福祉専門職との連携を強化し、実効性のある支援体制を構築していく。

Q. 避難行動要支援者の範囲見直しについて、周知はどのように行ったのか。要件を見た限りでは、対象者の漏れは少ないと感じたが、一方で当事者から「伝わっていない」という声も聞かれた。特に、福祉施設や事業所（通所・訪問サービスなど）への周知も必要ではないかと考えるが、その点についての対応はどうなっているか。

A. 現在、福祉専門職との連携として、7つの事業所と委託契約を結び、通知を行っている。

ただし、広範囲に十分な周知ができているとは言えないため、今後さらに周知を強化する方向で検討していく。

Q. 周知の強化だけでなく、連携のあり方も重要だと考える。災害は必ずしも自宅にいるときに発生するとは限らず、学校や就労先など様々な場所で起こりうる。

　特別支援学校や一般学校を含めると、教育委員会との連携も必要になるし、事業所との協力も不可欠ではないか。学校や事業所との連携はすでに進められているのか。

A. 特別支援学校については広島県の所管となっており、県から随時情報を受け取りながら連携を進めている。一般の事業所との連携については、まだ十分ではないため、今後の課題として検討していく。

Q. 福祉避難所の環境整備について、自助が基本で必要なものは各自で持参するとのことだった。しかし、地域防災リーダーの研修会でグループワークを行い、「水や避難用品を備えているか」と尋ねたところ、ほとんどの参加者が「持っていない」と答えた。これでは災害時に対応できず、市や公共の支援に頼らざるを得ない状況になる。今後、こうした自助の意識を高めるためにどのような取組みを進めていくのか。

A. 指摘のとおり、防災意識の醸成が必要であり、特に避難判断の言葉の意味すら理解されていない場合もある。現在、出前講座や講演会、地域防災リーダーを通じた防災活動の推進を進めているが、自助・共助の意識を根付かせるためには、より積極的な取組みが必要だ。

　義務化はできないため、市民自身が「必要だ」と認識することが重要であり、継続的な啓発活動を進めていく。現在も様々な目的別事業の中で防災講座を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

Q. 出前講座は年間どの程度実施しているのか。

A. コロナ前は年間 70～80 回程度開催していたが、コロナの影響で現在は 30～40 回程度に減少している。出前講座を増やせば、防災意識の向上の機会も増えるため、できるだけ回数を増やしていきたい。また、小中学校では防災教育のアドバイザーを活用した授業も実施しており、様々な手段を使って防災意識の向上に取り組んでいる。ただし、啓発活動には即効性のある解決策はなく、交通安全や防犯と同様、地道な継続が重要だ。とはいえ、計画的に進めなければ「行き当たりばったりで何もできていない」という批判を受ける可能性もあるため、戦略的に進めていく方針である。

Q. 避難行動支援プランに関して、実際にプランどおりに行動できるか、避難を想定した実践の場は設けられているかという点について、安芸津の大芝地区で避難訓練が実施され、職員とともに訓練を行ったとのことだが、この際に発生した課題があれば教えてほしい。

A. 避難計画を作成する際、寝たきりの方や車椅子利用者の避難を想定した計画を策定した。

　しかし、実際に訓練を行うと、スロープが必要であったり、通行路が狭かったり急であったりと、車椅子での避難が困難な場面があった。そのため、車椅子ではなく担架の方が適しているのではないかなど、計画内容を見直す必要があると判断した。こうした課題を踏まえ、より実践的な計画へと改善を進めているところである。

Q. 実際に避難訓練を行うことで、車椅子が通れない場所があるなどの問題が見えてくると思う。計画の見直しを進めることはもちろん、同様の課題は他の地域でも発生する可能性があるため、他地域の状況も確認しながら改善を図ってほしい。

また、市と社協、福祉専門職などの連携について、特に課題はなかったのか。

A. 大芝地区の訓練では、特に大きな課題はなかった。

大芝地区の要支援者は 11 名と比較的少なく、関係者間の連携が密に取れていたため、スムーズに対応できたと考えている。

Q. 避難訓練を実施したくてもできていない自治協もあると考えられる。市として、そういった自治協にどのように働きかけをしているのか。また、自治協にとって避難訓練の実施が難しい要因は何だと考えているのか。

A. 現在、避難行動要支援者や要配慮者を対象とした避難訓練について、個別に自治協へ促すような取組みは行っていない。

ただし、指摘のとおり、こうした訓練は非常に重要であり、地域ごとに意識の差が大きいのも事実である。例えば、昨年の黒瀬地区では乃美尾の自治協が避難訓練を実施したが、下黒瀬は来年度以降に計画する予定となっている。一方で、訓練の実施には至っていない自治協も多いため、市としても何らかのアクションを起こす必要があると考えているが、具体的な対策はまだ定まっていない。市としては、地域の防災訓練の質を向上させるためのアプローチを検討していきたい。

Q. 自治協によって防災訓練に対する意識に差があると感じる。

例えば、西条や平岩では、防災意識の高い住民が中心となり、外国人を巻き込んだ訓練を実施するなど、ノウハウの蓄積が進んでいる。こうした事例をうまく共有し、取り組む自治協を増やすことが重要ではないか。引き続きの検討をお願いしたい。

A. 指摘のとおり、自治協が防災訓練をしようとしても、何をすればよいかわからない場合が多い。そのため、市としても訓練の進め方を示せるようにしたい。

また、地域防災リーダーを各地域で養成し、地域全体を引っ張る役割を担ってもらう取組みも進めている。防災リーダーを活用し、各地域での防災力向上を目指していく。

現在、ゼロの自治協も 10 か所ほどあるが、これまでの 5 年間で約 200 人の防災リーダーを養成してきた。今後は、リーダー間の連携を強化し、避難訓練の推進役を担ってもらえるような組織体を作ることも検討している。

ただし、防災係の職員は 5 名程度しかおらず、市内 48 か所すべての自治協に対して直接訓練の指導を行うのは現実的に難しい。そのため、関係機関や地域の力を借りながら、より広い範囲で防災活動を展開できる体制を整えていく必要がある。

今後の予算委員会での審議が必要な段階だが、来年度は地域防災リーダーが主体となって、地域住民を対象に出前講座を実施したり、自治協とともに訓練を企画するなど、リーダーシップを発揮できる環境を整えるための講座を試験的に実施する予定である。

この計画はまだ構想段階だが、防災リーダーの育成を強化し、地域防災力の向上を目指していく。

Q. 福祉避難所について、中国新聞に掲載された記事によると、2018 年の西日本豪雨災害後に 6 施設が増え、現在は 16 施設となっている。しかし、福祉施設の人手不足が課題として挙げられており、特に福祉施設が主な受け入れ先となる中で、この問題が避難所運営に影響を与えている。この人手不足の課題に対し、市として施設への支援策や解決に向けた施策があるのか、あれば教えてほしい。

A. 福祉施設の人材不足は災害時に限らず、日常的に慢性的な問題となっている。そのため、市の健康福祉部では人材育成支援のための予算を継続的に確保している。また、介護施設内では、資格のない人でもできる業務（ベッドのシーツ交換や掃除など）を有償ボランティアが担う仕組みを導入し、専門資格を持つ職員が身体介護を担当する形で支援を続けている。

しかし、現状として人材の確保を進めることは依然として難しい状況である。また、福祉避難所の協定を結ぶ際、施設側の大きな課題として、普段利用している人であれば適切な支援ができるが、災害時に初めて来た人にどのような支援が必要か分からないという点がある。

そのため、施設側は対応に困難を感じ、新たに福祉避難所としての協定を結ぶことに慎重になる傾向がある。こうした課題が、協定数の増加を妨げている要因の一つとなっている。

Q. 福祉避難所の利用について、自治体の境を超えて活用できるのか、また近隣自治体との連携があるのかを確認したい。例えば、豊栄と三次市の境や安芸津と竹原市の境に住んでいる住民にとって、竹原市の避難所よりも安芸津の福祉避難所を利用する方が適している場合がある。その際、福祉避難所の周知や運用について、自治体の枠を超えて利用可能とする考えがあるのか。また、近隣自治体との連携や調整が行われているのか。

A. 福祉避難所は東広島市の住民に限定せず、他自治体の住民も利用可能である。

例えば、通りすがりで最寄りの避難所が福祉避難所であれば、そのまま避難することができる。ただし、近隣自治体と日常的に調整を行い、運用ルールを統一するような取組みは行っていないのが現状である。

今後整備を進める指定福祉避難所については、一般の避難所と同様に「災害時に開設している避難所」であることを広く告知する方針である。

また、ホームページなどで情報を発信し、通りすがりの避難者や他市の住民も利用できるよう周知を図る予定である。

Q. 避難所のトイレ基準について、国の指針では発生当初は 50 人に 1 基、長期化した場合は 20 人に 1 基とし、男女比率は 1 対 3 とするとされている。本市はこの基準に対応できるのか。また、どのように確保していく考えか。

A. 本市では、平成 25 年に広島県が実施した地震被害想定をもとに、最大避難者数 9,575 人として備蓄計画を進めている。現在、この被害想定を能登半島地震の影響も踏まえ、見直しを進めており、令和 7 年 10～11 月頃に新たな数字が確定する予定である。

現時点では、50 人に 1 基、長期化時に 20 人に 1 基という基準を目指しているが、現在の備蓄状況では基準を完全には満たせていない。トイレには様々な種類があり、携帯トイレ・簡易トイレ・オストメイト対応トイレ・ラップポントイレ・マンホールトイレなどを組み合わせ、多層的な確保を進める。また、トイレカーの活用も視野に入れ、新たな地震被害想定の避難者数に対応できるよう計画を策定している。また、災害時はフェーズごとにトイレの使用方法が変化する。発生直後は使用可能なトイレを利用し、下水管が破損すれば簡易トイレや便袋を使用。その後、数日で仮設トイレが設置され、マンホールトイレが使えるようになる可能性もある。そのため、厳密に「50 人に 1 基」などの基準を満たすかどうかは現時点では明言できないが、計画的な備蓄と運用を進めていく方針である。

Q. ニュースで、備蓄品を自治協の倉庫や公園の倉庫に保管する取組みを進めるべきとの話があった。本市では自治協や公園倉庫を活用した備蓄の考えはあるのか。

A. 現状では、最初に開設する 46 か所の避難所に備蓄物資や資機材を一定量配備している。

さらに、市内 19 か所に分散備蓄を実施しており、各町の支所や出張所にも備蓄を分散配置し、災害発生時に対応できる体制を整えている。

Q. 備蓄品について確認したい。すべての要配慮者に対して個別に備蓄を行うことは、現実的に難しいと考えている。その前提のもとで、個別対応が可能な団体と日常的に連携を取り、平時から協力体制を築いておくことが重要ではないか。例えば、アレルギー支援団体などと情報共有し、災害直後の対応は難しくても、数日後には支援が可能になるような調整を事前に行うことが望ましいと考える。こうした個別対応が可能な団体や企業との連携は進められているのか。

A. 要配慮者への支援に関する取組みとして、一般避難所の備蓄には、アレルギー対応の米やハラル対応食品を含めた物資を準備している。ただし、要配慮者一人ひとりのニーズに対応した備蓄や、事業者・団体との正式な連携には至っていないのが現状である。

現在、市としては一般避難所の備蓄を基本としつつ、食材のとろみ付けなどの工夫を加える方向で検討している。重篤なケースについては、避難所ではなく医療機関で対応するため、技術的な難しさはそれほど大きくないと考えている。しかし、指摘のとおり、団体や事業者と連携することで、よりタイムリーな支援が可能となるため、今後は地域共生の観点も含め、関係機関と協力しながら対応を進めていきたい。

■所感など

災害時要配慮者の支援体制について

・ 福祉避難所の協定締結数が 16 か所と少ない現状に加え、福祉避難所に対する理解を深めることが重要であるとの答弁があった。このことから、福祉避難所そのものの認知度や市の体制にはまだ多くの課題が残されていると感じた。今後、これらの課題にどのように対応していくのかが重要であると改めて認識した。

・ 福祉避難所の協定締結数が 16 か所と少ない状況について、その要因の一つとしてマニュアルがないため、施設側がどのように対応すべきか分からず、手を挙げにくい状況があると考えられる。この課題に対し、市からマニュアルを作成するとの返答があったため、今後の進展に期待したい。また、東広島市独自の運営フロー（東広島バージョン）を策定し、課題の検討を進める方針が示されたため、その取組みを推進してほしい。
・ マニュアルの作成や東広島市独自のガイドラインの必要性についての認識が示されたため、今後の進捗を注視していきたい。
・ 人材不足の問題についても指摘があったが、有償化したからといってすぐに解決できる単純な問題ではないことが分かった。そのため、福祉施設などと丁寧に意見交換を重ねながら、より実効性のある対策を検討していく必要があると考える。

東広島市避難行動要支援者避難支援プランの項目について

・ 令和 7 年度の避難行動要支援者の対象者見直しにより、7,858 名という具体的な数字が明確になった。これまで対象が「75 歳以上」とされていたため、健康な人と支援が必要な人の区別が曖昧だったが、今回の見直しで実際に避難時の支援を必要とする人数が把握されたことは重要である。
・ 避難生活に必要な物品や食料は原則として各自が持参するという方針が強調されていた。加えて、避難は家族や地域住民の協力によるものとし、行政の支援には限界があることも示された。今後は、地域住民の協力がこれまで以上に重要になると感じた。
・ 危険度の高いレッド・イエローゾーンに住む要支援者の避難計画を早期に策定・実施する方針が示されたことは、安心できる点である。今後の進捗を引き続き見守っていきたい。
・ 日頃から連携や協力体制を構築しておくことの重要性を改めて認識した。特に、避難行動要支援者避難支援プランの作成にあたっては、福祉と防災の両面からの協力が不可欠である。日常的に支援を行うケアマネジャーや福祉関係者に加え、防災の知識を持つ防災リーダーや防災ネットワークの関係者も関与し、両分野が連携する体制を整えておくことが重要だと認識した。

福祉避難所の環境整備について

・ 備蓄品については、基本的に当事者自身が用意し持参することが前提となるが、すべての要配慮者に対して個別に必要な物資を準備することは難しいという課題がある。その前提のもとで、今後どのような備品が必要かを検討する際には、当事者へのヒアリングを丁寧に行うことが重要だと考える。また、特に要望が多いと判断される備品については、確保に向けた調整を進めてほしい。
・ アンケートの結果をもとに必要な物品を支給する方針が示されたため、その結果を慎重に分析し、適切に対応していくことが重要だと考える。また、防災リーダーや民生委員、福祉関係者の育成を強化し、地域防災の中心とすることで、防災力を高めていく方針が示された。さらに、有償ボランティアの確保が難しい現状を踏まえ、資格がなくてもできる業務を担う人材と、専門的な介護を行う人材を役割分担する形で取り組んでいく方針などの取組みが円

滑に進むよう、引き続き注視していきたい。

避難所のトイレについて

・ すでに多方面から検討が進められ、必要に応じた多層的なトイレの確保が進められていることが分かり、安心した。また、今年の 10 月～11 月頃に新たな避難者数の見直し結果が公表・確定される予定とのことなので、その動向を注視していきたい。

その他

・ 福祉のケアマネジャー、民生委員、防災リーダーなどの支援者は、災害時には支援者であると同時に被災者にもなる可能性がある。特に地震のように発生時刻が予測できない災害では、さまざまなシナリオを想定し、対応策を準備しておく必要があると感じた。また、支援者自身の支援体制をどこまで整えるかは難しい課題ではあるが、適切なバックアップ体制を考えておくことも重要である。時間がかかる取組みではあるが、その難しさと重要性を改めて認識した。

・ 災害時には地域の人々が助け合うことが重要だが、支援する側も被災している状況では余裕がなく、十分な対応ができない可能性がある。そのため、平時から備蓄を整え、災害時にどのように行動すべきかを意識しておくことが不可欠だと感じた。また、自分自身に余裕があればこそ、他者への支援が可能となるため、日頃の準備が最も大切である。そのためには、地域の協力体制を強化し、日常的にお互いを気にかける意識を持つことが重要だと改めて認識した。

別紙２

インクルーシブ社会研究会　執行部（学校教育部）

聴取報告書

【日　　時】令和７年４月10日（水）午後２時00分～午後３時13分
【場　　所】東広島市役所　第２委員会室
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【相 手 方】学校教育部　片岡部長、神笠教育監
教育総務課　武上次長兼課長、細本担当課長、郡司課長補佐兼係長
学事課　鷹橋課長、塚原課長補佐兼係長
指導課　西村課長、今井参事、徳満参事、長野課長補佐兼指導主事

■テーマ

①障がいのある児童生徒への支援について
②外国にルーツのある児童生徒への支援について
③教室空間を超えた学びの保障について
④教員の研修と支援について
⑤保護者や地域との連携について
⑥今後の展望と課題について

■事前質問事項及び回答

別紙「02 事前質問への回答（学校教育部)」のとおり

■質疑応答

Q. 特別支援学級や通級による指導を通じて、小中学校での支援体制が整備されているとの説明があった。小学校から中学校への接続については配慮されていると理解しているが、中学校卒業後の高校進学や社会参加に向けた支援について、現在どのような取組みが行われているのか、事例や考えがあれば伺う。

A. 中学校に在籍する特別支援学級の生徒については、障がい種別に応じた進路支援が行われている。特に知的障がいのある生徒については、特別支援学校高等部と連携し、丁寧に中学校と高等学校の間で接続支援を行っている。また、自閉症・情緒障がいの学級に在籍する生徒については、通常の高等学校への進学も視野に入れ、個々の特性に応じた進路選択を支援している。その際には、保護者・担任・進学先が連携し、生徒一人ひとりの進路実現に向けて協力して対応している。

Q. 子どもの特性に応じた進学を支援しているとのことだが、子どもと保護者の意見が食い違っ

た場合、どのように進路を判断しているのか伺う。

A. 基本的には子どもと保護者の意見を尊重し、進路決定に結びつけている。ただし、実際には子どもが希望する進学先と保護者が行かせたい学校が一致しないケースもあり、三者懇談の場などで意見の対立が生じることもある。そのような場合は、学校側としても意見を伝えた上で、家庭内でじっくり話し合いを行い、改めて協議を重ねてもらうようにしている。大切なのは、子どもにとって「行ってよかった」と思える進学先を見つけることであり、最終的には保護者・生徒の意向を尊重して進路を決定している。

Q. 教員の研修に関して、現在は大学や研究所から専門家を招聘して実施しているとのことだが、障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童を育てる保護者、あるいは当事者から意見を聞く機会や、保護者による研修協力の機会はあるのか伺う。

A. 保護者を交えて教員とともに研修を行うような取組みは、教育委員会としては実施していない。また、保護者の意見を集約的に聞く場を設けているわけではなく、現在のところは個別対応が中心である。具体的には、保護者から学校や教育委員会に個別の相談があった際に、その都度何ができるかを調整しながら対応している。したがって、一斉に行うような保護者参加型の研修は実施していないのが現状である。

Q. 先日、保護者同士が意見交換を行う「集いの場」に参加した。その場では、保護者が個別に教員に対して現状を伝える機会が設けられていた。例えば八本松小学校ではそのような場が実際に設けられており、当事者だからこそ分かる視点や意見が多くあった。全体での実施は難しくても、こうした個別の意見交換の場を学校現場で積極的に設けることが重要ではないかと考えるがどうか。

A. 学校で保護者が参加し意見を伝える場があったことを把握している。それぞれの児童の状況に応じた話し合いであることから、学校の教職員を中心に個別に対応していくのが現実的である。保護者とのコミュニケーションを通じて、子どものために何ができるかを関係者で共に考える姿勢は、学校も教育委員会も大切にしている。そのため、今後もこうした取組みは少しずつ広がっていくと考えている。

Q. 障がいのある児童の保護者との「おしゃべり会」に参加した際に、プールの授業に関する意見の食い違いがあったように感じている。保護者は「みんなと一緒にプールで泳がせてほしい」と願う一方、学校側は「安全面を考慮し、おけに足をつける程度にとどめてほしい」と判断しているという話を聞いた。また、同じ内容でも教員によって対応にばらつきがあるという声もあった。このような意見に対して、どのように説明し、理解を得ていこうとしているのか伺う。

A. 障がいのある児童を持つ保護者にとって、他の子と同じ体験をさせてあげたいという思いは非常に強いと認識している。その気持ちは十分理解しており、学校としても保護者の声には耳を傾け、最大限配慮する姿勢で対応している。しかし、安全面とのバランスをどう取るかは非常に難しく、どこまでが可能で、どこからが困難かの線引きは個々の状況によって異なるため、学校ごと、教員ごとに対応が異なるケースがあるのも事実である。この点については、一律に

対応することは難しいが、それぞれの児童の状況に応じて判断をしている。保護者の希望と学校の判断にギャップがある場合は、まずは学校と十分に話し合い、必要に応じて教育委員会にも相談してほしい。こちらとしても、可能な限り支援や調整に関わっていきたいと考えている。

Q.「学校訪問を通じた改善」に関して、訪問時に多く見られる改善点にはどのような傾向があるのかを伺いたい。

A. 学校訪問は定期的に実施しており、授業の様子や支援の状況を直接確認する中で、安心して学べる環境づくりに関する課題が多く見受けられる。具体的には、児童が自発的に学びに向かうためにはどうすればよいか、教員が悩んでいるケースが多い。その際には、特別支援学校の取組みを参考にしながら、教室の環境や机の配置の工夫、教材や空間の使い方などについて助言を行っている。また、教育委員会が持つ情報やリソースを提供し、支援の充実につなげている。さらに、保護者との連携についても重点的に指導しており、日々の小さな成長を伝えることで保護者からも反応があり、新たな目標が見つかることがある。そうした対話を通じて、家庭の状況も共有しながら支援を深めるようにしている。訪問において特定の課題が多く見られるわけではなく、各学校の実情に応じた柔軟な助言と対応を行っているのが実際の状況である。

Q. インクルーシブ教育の対象は障がいのある児童生徒だけでなく、障がいのない児童生徒にも及ぶものであると考えている。特に、障がいのない児童生徒の中には、障がいのある児童生徒とどのように接すればよいか分からないまま過ごしている子どもも多いのではないか。自身の経験からも、障がいのある子どもと接する機会が少ないまま育ってきた世代が多いと感じている。そこで、現在の障がいのない子どもたちに対して、どのようなインクルーシブ教育が行われているのかを伺う。

A.「インクルーシブ教育」という言葉は広く使われているが、学校現場においては以前から、他者を大切にすること、相手を尊重することの大切さを教えてきている。これは障がいの有無に関わらず、多様性を認め合う教育の一環として、学校教育全体を通じて継続して行われてきたものである。具体的には、道徳の授業、校長講話、日常の授業、部活動などを通じて、互いの違いを認め合い、尊重し合う態度を育てる教育が実践されている。その中には、障がいのある児童生徒への理解だけでなく、LGBTQ、外国籍の子どもなど、多様な背景を持つ子どもたちに対する理解も含まれている。したがって、学校現場では「障がいのある子だから特別に教える」というよりも、すべての子どもが互いを理解し、認め合えるような教育を一貫して行っている。

Q. 昔は障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒を分けて教育していたように思う。ある雑誌で読んだ論文では、戦前の教育においては障がいのある者は授業を受けなくてもよいとされていたところから始まり、徐々に共に学ぶ方向へと移行してきたとあった。現代では「すべての児童生徒が共に学ぶこと」が前提となっているが、実際には共に学ぶことにはさまざまなハードルや課題もある。そのような中で、現在の学校教育における基本的な方針として、「共に学ぶことを推進していく」方向性に変わりはないのか確認したい。

A. 現在の学校教育の方針は、国の「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいており、可能な限り共に過ごすことと、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を両立させることを目指している。この方針は国・県・市すべてに共通する基本的な方向性である。そのため、単にすべての児童生徒が一緒にいればよいという考え方ではなく、必要に応じて少人数での丁寧な指導も保障しながら、その子の力を最大限に引き出す教育を実施している。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒については「交流及び共同学習の時間」が設けられており、通常学級の児童と週の授業時間の半分を超えない範囲で交流を行うように国が定めている。残りの時間は、個別のニーズに応じた小集団での指導が行われる。また、通常の学級にも発達障がいのある児童生徒が多く在籍しており、通級指導教室などで必要な支援を受けながら学んでいる現状がある。そのため、今の学校現場では「共に過ごすこと」が日常化し、昔に比べてインクルーシブ教育の実践が大きく進展していると捉えている。

Q. エレベーターの整備に関して、回答では「３年前から調査を行い、可能な範囲で設備を整えている」とあった。しかし保護者からの声として、車椅子を利用する児童が地域の学校に通おうとした際に、階段しかなくエレベーターもフォロー体制もないため、「この学校では無理なので他校に行ってもらえないか」と言われたという事例があった。このような事例は現在でも存在するのか、それとも過去の話なのか、現状について伺う。

A. 高校ではそのような事例を耳にすることがあるが、小中学校においては、そうしたケースがあったとは記憶していない。回答に記載のとおり、事前に情報が得られていれば、エレベーターの設置など必要な整備は進めている。ただし、合理的配慮を行う際には、体制面や財政面で過度な負担とならないようにするという考え方があり、すぐに対応できない場合もある。特に、私立学校や一部の公立校においては、即時の設備対応が難しいケースもある。とはいえ、市内の小中学校で「エレベーターがないために他校を勧めた」という具体的な事例は、現時点では把握していない。

補足：校区の境界付近に居住しており、複数の学校に通学可能な状況であった児童に対して、よりバリアフリー環境が整っている学校を案内したという事例はあった。これは環境面の配慮として行われたものであり、当時の判断としての対応であった。また市内に 48 校あるがエレベーターがついていないのが 15 校くらいと把握している。今後は長寿命化工事の際にエレベーターを設置することが義務化されている。

Q. 学校施設に関して、ユニバーサルデザインの観点から質問するが、例えば、車椅子で授業を受ける児童生徒の利用を想定した場合、現在の学校の改修工事や長寿命化計画の中で、バリアフリー対応がどの程度配慮されているのかを伺う。また、建築基準などの制約がある中で、どのようにユニバーサルデザインを取り入れているのかも含めて教えてほしい。

A. インクルーシブ教育は義務化されており、新たに建設・整備される学校施設については、ユニバーサルデザインの基準をすべて満たしている。また、既存施設においても、例えば車椅子利用者の通行を想定して、駐車場から校門までの通路を舗装するなど、必要に応じた個別対応を行っている。したがって、施設整備においてはユニバーサルデザインの視点を踏まえた配慮

が進められている。

Q. インクルーシブ教育に関しては、保護者の考え方も多様であり、「特別支援学校が良い」と考える保護者もいれば、「公立学校で学ばせたい」という思いを持つ保護者もいる。ある保護者が紹介してくれた豊中市南桜塚小学校では、障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童がいる場合、その子に目線を合わせてクラス運営を行うという方針を取っており、非常にインクルーシブ教育が進んでいるという話を聞いた。こうした取組みが「正解・不正解」という話ではなく、それぞれの学校がどのような姿を目指すかが重要であると感じている。一方で、現場の教員は多様なニーズへの合理的配慮に悩みながら対応していると思われる。そこで、東広島市では担任の教員の意見や現場の声をどの程度把握し、それを踏まえて教育委員会として学校運営に反映しているのかを伺う。

A. 特別支援学級の担任には、経験の浅い教員からベテランまで幅広い層がいる。まずは、担当者に対して基本的な内容を網羅する研修を実施し、スタートラインを整えている。その上で、教員が感じる「困り感」や課題については、特別支援学校との連携を通じて、専門性の高い教員を招いた研修を実施している。これらの内容は各校に持ち帰ってもらい、校内での共有や実践に繋げている。また、教育委員会としても、学校訪問を通じて教員の困りごとを直接聞き取り、必要に応じて指導・助言を行っている。したがって、現場の教員の声を把握し、支援体制や指導内容の改善に活かす取組みは継続して行っている。ただし、日々の教育現場には課題も多く、現場の悩みは尽きないのが現状である。

Q. 中学校の生徒で、ジェンダーに関する多様性を持つ生徒がいて、中学校入学時、周囲からの理解や受容が得られず、結果として２年間不登校となってしまったという事例を聞いた。このような背景を踏まえ、学校における多様性や人権に関する学習、特に性の多様性などに関する教育が現在実施されているのかを確認したい。

A. 性の多様性や人権に関する教育については、道徳科の中で性差に関する内容を扱い、また保健体育科でも関連する内容が含まれている。加えて、直接的な授業以外でも、例えば制服の男女差の見直しや、男女混合名簿の導入など、間接的な形での取組みも行っている。これらは、明確な「多様性教育」という形ではないかもしれないが、学校現場において性別や特性による差別をなくす意識の醸成を図っているものと考えている。教育委員会としても、こうした取組みが長期的に多様性の受容や人権尊重につながると捉え、継続的に推進しているのが現状である。

Q. ２年間不登校の状態にある女子生徒について、通信等を通じて学校とつながることで出席扱いとすることは可能なのかを確認したい。つまり、自宅にいながら学習を続けた場合、それが「学校に通った」と同様の扱いになる制度があるのかどうかを伺う。

A. 登校に関する基準は一定程度設けられており、通信制に限らず、フリースクールなどの場でも出席として認められる場合がある。また、学習の成果についての評価は、各学校が定める評価基準に基づいて判断される。たとえ学びの場が学校外であっても、家庭での学習を含め、そ

の内容が評価基準を満たしていれば、正当な評価を行うことができる。したがって、家庭での学習が無駄になることや評価対象とならないということはない。

Q. その場合の評価基準はどのようなものなのか。具体的にテストのようなものがあるのか。
A. 評価にはテストの実施も含まれるし、提出物なども評価対象となる。学校はすべて、指導要領に基づいてカリキュラムを編成しており、そのカリキュラムに対する到達度を測るための基準が存在する。したがって、評価はこれらの指標をもとに総合的に判断される。

Q. 外国にルーツを持つ児童生徒への支援に関して、保護者への対応を含めて様々な支援体制が整えられていることは理解したが、こうした支援体制によって伝えたい内容が実際にどの程度相手に伝わっているのか、コミュニケーションが十分に取れているのかに不安がある。特に、「日本の学校の仕組み」や「支援制度」が外国人保護者にどの程度正確に理解されているかを知りたい。
A. 外国にルーツを持つ児童生徒とその保護者への支援については、言語や文化の違いから、日本の学校の仕組みそのものの理解を促すことがまず必要であると認識している。対応の流れとしては、外国から東広島市内の学校に入学を希望する保護者が窓口に来た際に、日本語指導の必要性について確認し、必要に応じて「日本語初期指導教室」の利用を案内している。また、ある程度日本語ができる場合は、直接学校に入るケースもある。窓口では同時に、日本の学校制度を分かりやすく説明したガイドブックを手渡し、日本の学校がどのような仕組みで運営されているかを伝えている。言語面では、英語が通じる場合は直接対応が可能であるが、それ以外の言語については翻訳アプリ等を活用して対応している。したがって、制度の周知は丁寧に行っているが、文化や言語の壁により伝わりにくさが残る部分もあるのが現状である。

Q. 学校現場では DX や ICT が進んでおり、本市では外国にルーツを持つ子どもたちとそうでない子どもたちが一緒に学ぶ環境づくりも進んでいると感じているが、その中で、インクルーシブ教育の効果がどの程度あるのか。また、外国にルーツを持つ児童生徒は日本の授業をどれほど理解できているのか伺う。
A. 昨年度、中学 3 年生で外国語指導を受けている生徒が在籍する学校を対象にアンケートを実施した結果、外国籍の生徒で不登校はゼロであった。文化の違いによるトラブルや困難さはほとんど報告されておらず、想定していたよりもスムーズに学校生活が営まれている実態が把握できた。一方で、日本語に関しては課題がある。日常会話は問題なくでき、友人関係の形成には支障がないが、教科で使用される専門用語や抽象的な表現、いわゆる「学習言語」の理解が難しく、学力の定着に支障が出ていることが多くの学校で指摘されている。この課題に対して、現在、日本語指導学級を設置している学校のうち 1 校を指定校に設定し、日本語と教科の内容を一体的に学習できる「JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム」を導入して先行的に研究しているが、まだ全校的に実施するには至っていない。さらに研究を進め、他の日本語指導学級でも実施できるよう普及に努めていく。

Q. 義務教育を修了した外国にルーツを持つ子どもたちにとって、高校進学は依然として大きなハードルであると聞いている。日本語にはある程度対応できていても、学習内容の理解が十分でなく、テストの点数に結びつかないケースもあるとされる。そのような中で、中学校として高校進学を希望する生徒への支援やフォローの現状はどうなっているのか、課題の把握も含めて伺う。

A. この点については教育委員会も課題意識を持っており、実態把握のために学校に対してアンケート調査を実施した。令和５年度には、卒業後に母国へ帰国した生徒が 11 人中３人いたが、それ以外の全ての生徒が全日制高校へ進学しており、通信制ではなかった。この結果から、学校が学力定着に向けて個別指導を行うなど、丁寧な対応をしてきた成果であると考えている。一方で課題として、保護者が日本語を十分に理解できず、特に高校入試の際の手続きで困難を抱える事例が多く報告されている。通訳をつけるなどの対応は行っているものの、文化の違いにより「子どもに任せればよい」という考え方も一部にあり、その結果、子どもが孤立する可能性もある。そのため、学校としては子どもが一人にならないよう支援体制を整え、必要なサポートを行っている状況である。

Q. ４月７日の新聞に、医療的ケア児の校外学習支援において介護タクシーの費用を全額負担するとの内容で市教委の取組みが大きく取り上げられていた。医療的ケアが必要な児童が校外学習を行う際には看護師が同行するとのことだが、この看護師は学校に常駐する看護師なのか、それとも病院等からの派遣なのか。また、昨年度は医療的ケア児が４人で看護師も４人配置されていたが、今年度は対象児が３人となったため看護師も１人減員されたと聞いている。現在のように障がい児の数が増加傾向にある中で、せっかく学校現場に関わってきた看護師を単純に人数連動で減らすことに疑問を持っている。将来の需要に備えて人材を確保しておいたほうが良いと考えるが、予算の制約もある中で、市教委としてどのような方針を持っているのか伺う。

A. 医療的ケアが必要な児童には、病院からの派遣ではなく、市が任用した看護師を個別に学校に派遣して対応している。昨年度は医療的ケア児が４人、看護師も４人配置していたが、今年度は対象児が１人減少したため、それに応じて看護師も１人減員した。配置は基本的に医療的ケアが必要な児童１人に対して看護師１人という予算上の根拠に基づいているため、常に一定数の看護師を確保しておく体制を取ることは現状では困難である。また、代替要員の確保についても検討しているが、パートタイム勤務を希望しない人が多く、柔軟な人材確保は難航しているのが実情である。一方で、医療的ケア児の発生が確認された場合には、できる限り迅速に看護師の確保に努める体制を整えて対応している。

Q. 医療的ケア児への看護師の配置について、昨年度は児童４人に対して看護師が４人配置されていたとのことだが、これは何らかの基準に基づいているのか。それとも、市として１人に１人配置するという方針で対応しているのか。配置に関する考え方を教えてほしい。

A. 看護師の配置については、障がいの程度や子どもの病状によって異なるため、一律に「1 人に 1 人」という基準で対応しているわけではない。重度の障がいがある児童については、1 人の子に対して看護師２人を配置するケースもあるし、逆に看護師１人が２人の児童を担当すること

もある。昨年度において看護師が 4 人配置されていたのは、結果的にそうなったということであり、必ずしも人数に比例しているわけではない。たとえば、令和 5 年度においては、ある児童の病状が非常に不安定であったため、2 人の看護師を配置していたが、令和 6 年度には医師の診断書により病状の改善が確認されたため、対応を見直し、1 人の看護師で対応可能と判断した経緯がある。このように、看護師の配置は医師の診断や児童の健康状態を踏まえ、現実的かつ柔軟に検討して決定している。

Q. 看護師の雇用について伺う。これは将来を見据えて数年単位で計画的に雇用するものではなく、その年度に医療的ケアが必要な児童が入学してくることが判明した段階で、必要な人数を把握して雇用を決定しているのか。つまり、来年度に看護が必要な子どもが入ってくる可能性があっても、それは考慮せず、あくまで現時点の児童に対して必要な人数で対応しているという理解でよいのか。

A. 実際の看護師配置数については、基本的にその年度に在籍する医療的ケア児の状況に応じて判断している。ただし、新たに就学・入学する児童についても、事前に情報を把握するよう努めており、医療的ケアが必要と分かった段階で、家庭と連携しながら、必要な看護師を確保・配置できるよう準備を進めている。したがって、完全にその年限りで判断しているわけではなく、可能な範囲で事前の対応も行っている。

Q. 看護師の人数について、今後医療的ケア児が増えた際に、すぐに看護師を見つけて雇用することができるとは限らず、現実には困難があると思う。実際に保護者の方からも、看護師が休んだ場合、代替の人が来たとしてもその子どもが慣れておらず、寄せつけずに不登校になるケースがあると聞いた。そのような状況を考えると、例えば常勤３名に加えて、もう１名を「常時控え」として確保し、各現場を巡回しながら環境の把握やフォローを行う体制が望ましいと考える。子ども目線では、予備的な看護師の存在が安心につながるのではないかと思うが、そのような体制について何か考えはあるか。

A. 現在、医療的ケアを要する児童に対してはフルタイムの看護師を３名配置しているが、これに加え、非常勤の代替看護師を２名任用しており、計５名の体制としている。代替看護師については、フルタイム看護師が休暇を取った際に即時対応が可能なように、あらかじめ連携を取っており、定期的に現場に入るなどして「初対面」とならないよう配慮している。こうした工夫により、子どもにとっての安心感を確保しつつ、柔軟に対応できる体制を整えている。ただし、フルタイム看護師としての常時配置は３名にとどまっており、追加配置については今後の状況や予算に応じて検討していく必要がある。

■所感など

①障がいのある児童生徒への支援について

・　本市のインクルーシブ教育に向けた取組みについては、特別支援学級をはじめとした支援体制の整備や、小中学校間の接続支援、高校進学時における丁寧なフォローなど、児童生徒の多様な教育的ニーズに対応している姿が見て取れた。一方で、保護者との情報共有の在り方や、教員間での支援体制のばらつき、障がいのある児童生徒への配慮に対する理解の温度差、さらには施設整備の格差といった課題も依然として残っている。こうした点を踏まえると、今後は学校・家庭・地域がより一層連携し、教育現場全体で共生社会の実現を目指していく必要があると感じた。

・　東広島市の教育現場においては、支援体制の充実や個別研修の実施、さらに年度途中における合理的配慮の申し入れに対しても、可能な範囲で個別対応がなされているなど、着実な取組みが進んでいることが確認できた。一方で、今後は配慮や支援を必要とする児童生徒の数がさらに増加すると見込まれており、特別支援学級の拡充も進んでいる状況にあることから、教員の負担軽減や支援体制の持続可能性について、より深く考えていく必要があると感じた。特に、支援人材の安定的な確保と、必要に応じた体制の拡充については、今後の重要な論点であり、継続的な議論と取組みが不可欠であると考える。

・　リソースの整備に関しては、例えばエレベーターの設置や段差の解消といった環境整備について、対象となる児童生徒の就学に向けて３年前から調査を行い、必要な準備を進めていることが明らかとなり、配慮の姿勢として評価できると感じた。加えて、保護者との対応においては、児童生徒本人と保護者の意見が一致しないケースも多く見られる中で、基本的には子どもの意思を尊重しつつ、保護者との丁寧な協議を重ねていくという姿勢が示されており、その点も重要な方針であると受け止めた。

・　施設整備の面では、エレベーターの設置状況が話題に上がった。市内 48 校のうち、15 校程度にはまだ設置されていないとのことであるが、それでも設置が進んでいる状況であり、インクルーシブ教育を支える環境整備としては評価できる取組みであると感じた。

・　教育補助員や学校教育支援員、特別支援教育サポーターなど、市費による支援人材の配置については、小学校に 70 人、中学校に 30 人配置しているとの説明があった。この数字だけを見ると支援体制は充実しているように見えるが、実際には学級数の増加に対して補助員の増員が追いついておらず、現場では人員不足が課題となっている。加えて、教育補助員の中には十分な休憩時間が取れず、業務の負担が大きくなり、疲弊しているという声もある。今後の人員配置にあたっては、特別支援教育コーディネーターや現場の補助員の声を反映させながら検討を進める必要がある。そうでなければ、子どもたちに対する必要な支援や合理的配慮が行き届かなくなるおそれがあるため、現場の実情に基づいた柔軟な支援体制の構築が求められる。

・　学校看護師については、児童一人一人に必ず配置されるわけではなく、それぞれの状況を踏まえて配置が行われている。例えば、重度の医療的ケアが必要な児童には看護師が 2 人つ

く場合もあり、逆に 2 人の児童に対して 1 人の看護師が対応するケースもあるとのことである。このように個々の状態を丁寧に把握したうえで、最適な体制を調整していると説明があった。また、正規の看護師とは別に、必要時にすぐ対応できるように任用されている看護師が 2 人おり、代替対応が可能な体制が整えられている点については、一定の安心材料となっている。

②外国にルーツのある児童生徒への支援について

・　外国にルーツを持つ児童生徒に対する本市独自の初期指導の取組みは非常に意義深く、評価できるものである。また、日本語と教科の学習を統合した「JSL カリキュラム」については、従来の「まず日本語を習得してから教科指導へ進む」という方式に対し、学習意欲や理解を高める新たなアプローチであると認識した。たとえば、日本語だけを集中的に学ぶ期間が長ければ、子どもが他教科への興味を持ちにくくなる可能性がある。JSL カリキュラムのように、日本語の習得と教科の学びを並行して進めることは、より実践的かつ興味を引き出す教育方法である。このような柔軟で多様な学びの手法を取り入れることは、特性の異なる一人一人の児童生徒に応じた教育の質を高めるうえで重要である。今後もこの分野については継続的に調査・研究を行っていきたい。

・　外国にルーツを持つ生徒の支援に関して、不登校の生徒がゼロであったこと、また母国に帰国した者を除く全員が全日制の高校に進学しているという情報から、これまで積み重ねてきた日本語指導や進路指導、教育的支援の成果が少しずつ現れているという明るい兆しを感じた。一方で、保護者に対する支援にはまだ課題がある。子どもたちは日本語教室や個別指導などを通じて一定の日本語能力を身につけつつあるが、保護者については言語の壁が残っており、教育を学校に完全に委ねるという文化的背景を持つケースもある。こうした状況の中で、子どもが家庭内で孤立することがないよう、引き続き学校側による丁寧なフォローが求められる。

③教室空間を超えた学びの保障について

・　本市における「学びの保障」に関する取組みは、公立学校を選択する全ての子どもに対して、その教育を受ける権利をいかに保障していくかという観点から重要である。人口減少や少人数学級、不登校児童生徒の増加といった社会状況の中で、ICT を活用した多様な学びの場の提供が進められている。GIGA スクール構想の延長としての ICT 導入は、あくまで手段であり、導入の目的を明確にし、それが適切に活用されているかを継続的に検証していく必要がある。また、広島大学との連携によるオンライン学習プログラムの取組みも注目すべきである。特に、毎月さまざまな学校をオンラインで接続する形で、SCHOOL“S”や SSR、フレンドスペースなどの施設とも連携を図っており、不登校の子どもが在宅であっても学びの機会を保障できる環境づくりが進められている。これは本市独自の先進的な取組みであり、今後も継続的に強化していくことが求められる。

・　教室という物理的空間を超えた「学びの保障」の一環として、本市においてはメタバースを活用した実証研究も進められていることが分かった。これはニュース等で聞いた程度の知識しかなかったが、実際に自治体として積極的に取組みを進めていることを初めて知り、非常に先進的な試みであると感じた。学びの場は必ずしも学校の教室内に限定されるものではない。従来のように「学校で授業を受けるべき」という考え方を持つ人もいれば、様々な事情で登校が困難な子どもたちにとっては、フリースクールやメタバースなどの新しい学びの場が有効となり得る。そのような多様な子どもたちの状況に応じて、学びの機会を保障する環境を整備していくことは、今後ますます重要になると考える。学校外であっても学べるという選択肢を持てる社会を目指すことは、インクルーシブな教育の一環としても極めて意義深い。

④教員の研修と支援について

・　人材の育成と確保は、インクルーシブ教育を進めていく上で最も重要な課題の一つである。育成については、研修会を通じて専門的知見を持つ講師を招き、教職員への研修が行われているとされているが、今後は特定の教員に偏らず、誰もが一定の知識と対応力を持てるよう、全体の底上げが求められる。

・　インクルーシブ教育の推進においては、現場の教員のみならず、管理職や指導的立場にある教員への研修の実施も重視されていることが確認された。加えて、単に研修を実施することにとどまらず、その後のフォローアップや各学校における実践状況の検証・見直しも行うという方向性が示されており、実効性ある取組みが進められていると感じた。教職員に対しては、ニュースレターなどを通じて継続的な情報提供もなされているが、それが形だけのものにならないよう、内容が現場の改善に生かされているかを随時検証していくことが重要である。また、実際に外部の関係者が学校を訪問し、指導環境や対応状況に対して助言を行うことで、客観的な視点からの改善が図られている点も評価できる。研修で得た知識が実際の教育現場に適切に反映され、よりよい学びの場として機能していくよう、今後も継続的な取組みと検証を重ねていく必要があると考える。

⑤保護者や地域との連携について

・　インクルーシブ教育に関して、保護者や地域との連携の有無を問う中で、全く行われていないわけではないが、説明や対応の様子から見るに、積極的に推進されているとは感じにくかった。インクルーシブ教育を地域住民や保護者とどのように展開していくかは、非常に難しい課題であると認識しており、今後の重要な検討課題の一つだと受け止めている。

⑥今後の展望と課題について

・　インクルーシブ教育推進における最大の課題は「全ての教職員の意識改革と教育スキルの向上」であるとの回答があったが、これはまさに本質を突いていると感じる。この課題は教

育現場にとどまらず、インクルーシブな社会の実現においても共通する本質的な課題であると考える。

・　先日報道された、自閉症の子どもが痴漢と誤解され通報されたという事例は、社会全体における理解の不足を象徴している。ヘルプマークや障がい特性に関する認知が十分に広がっていないことが、誤解や偏見の原因となっている。私たちは、インクルーシブな考え方の重要性を理解していても、それが社会全体に浸透しているとは言い難い。教育現場だけでなく、地域や職場などあらゆる場面で、障がいのある人々の存在や特性への理解を深める取組みが必要であり、その啓発と共感の広がりこそが、インクルーシブ社会の基盤となる。今後は、そうした社会全体への理解促進に向けた施策や啓発活動も積極的に考えていくべきである。

・　今回の研究においては、障がいのある子どもだけでなく、外国にルーツを持つ子どもや性的少数者など、多様な背景や特性を持つ人々を包摂する「優しい社会」の実現が求められていると改めて認識した。インクルーシブという言葉が持つ概念は非常に広く、その定義や捉え方を私たちとしても明確にしながら、引き続き丁寧な研究と議論を進めていく必要がある。特にインクルーシブ教育においては、「共に学ぶ」「共に生きる」という理念の下、すべての子どもに学びの機会を保障していくことが重要である。多文化共生や少人数学級の推進、不登校児童・生徒への対応など、個別の配慮が求められる場面は多岐にわたっており、今後もそれぞれの子どもの実態に応じた柔軟かつきめ細かな支援体制の構築が求められる。

・　インクルーシブ教育において、障がいのない子どもやその保護者がどのように受け止め、どのような影響を受けているのかという点について、改めて関心を持った。共に学ぶという理念のもと、障がいのある子どもだけでなく、障がいのない子どもにとっても学びとなるインクルーシブ教育のあり方について、今後さらに研究や検討が必要であると感じた。特に南桜塚小学校のように「分け隔てなく共に学ぶ」ことを実践している学校の取組みからは多くを学べる可能性がある。また、支援や配慮が必要な子どもに重点が置かれがちな状況も一部に見られることから、本来のインクルーシブ教育の理念である「すべての子どもが共に学び、成長できる環境の整備」が求められる。加えて、配慮が必要な子どもたちが直面する社会的障壁により、選択肢が制限されている実態を踏まえると、インクルーシブ教育とは、そうした社会に存在する障壁そのものを取り除き、誰もが幅広い選択肢を持てる社会を目指すものであるべきであると強く感じた。今回の聴き取りを通じて、社会の側にある障害を見直し、改善していく必要性を再認識した。

別紙３

インクルーシブ社会研究会　県外自治体等　視察報告

視察概要・目的等

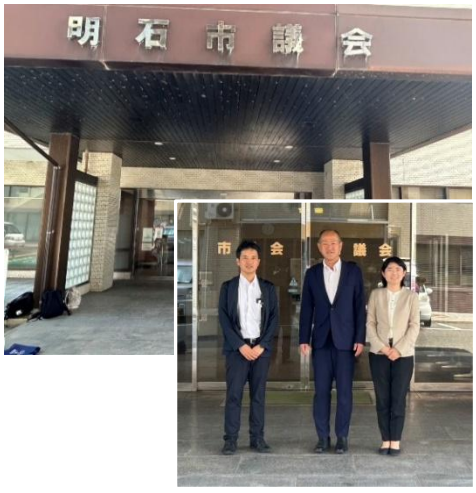
インクルーシブな社会の実現に向けた先進事例を調査し、本市における今後の施策立案の参考とすることを目的に、令和７年８月４日～５日にかけて、明石市、豊中市、兵庫県立明石公園の行政視察を実施した。

全国に先駆けて「あかしインクルーシブ条例」を施行した明石市からは、条例制定の背景やプロセス、施行後の具体的な取組みと運用上の課題を学んだ。また、約 50 年にわたり「共に学び、共に育つ」教育を推進してきた豊中市からは、「フル・インクルーシブ教育」の具体的な内容、実践における工夫、その成果と課題を調査した。さらに、インクルーシブ遊具への更新を完了した兵庫県立明石公園の事例からは、整備の背景や設計上の工夫、条例との関連性、整備後の利用状況と課題について学んだ。

本視察により得られた知見は、今後の本市における教育施策及び地域づくり、公園整備等を通じたインクルーシブな社会の実現のための政策立案に活かしていく。

① 兵庫県明石市

【日時】令和７年８月４日（月）10 時 00 分～
【場所】明石市議会議会局
【相手方】明石市市民生活局インクルーシブ推進課
　　飯塚課長、米野係長
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【調査事項】インクルーシブ条例について
　　インクルーシブ公園の整備について



■視察内容

条例制定の経緯と理念

明石市は、2015 年の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を皮切りに、インクルーシブ社会の実現に向けた取組みを段階的に進めてきた。これは、個人の障がいに着目する「医学モデル」から、社会の側が環境を整える「社会モデル」への転換を図るための「5 つのステップ」として体系化されている。2016 年には、国が定める障害者差別解消法の内容に加え、行政が民間事業者の合理的配慮の提供を積極的に支援する仕組みを独自に

構築した「障害者配慮条例」を制定。こうした積み重ねを経て、2022 年 4 月に「インクルーシブ条例」が施行された。

この条例は、障がいの有無にかかわらず誰もが個性を生かし、持てる力を最大限に発揮できる社会を目指すという「他の者との平等」を基本理念としている。数値目標や KPI は設定されておらず、条例の精神を職員一人ひとりが理解し、日々の業務に反映させていくことが、条例の実効性を高める上で最も重要であるとの説明を受けた。

条例の検討経過

インクルーシブ条例の制定にあたり、明石市は 2018 年から 3 年間の検討期間を設けた。検討会には、障がい当事者、学識経験者、支援者、教育関係者、交通事業者、商業者など、多様な立場の人が参加した。議論は「心のバリアフリー部会」と「ユニバーサルデザインのまちづくり部会」に分かれて行われ、当事者の声を聞きながら、課題の整理と解決策の検討が重ねられた。このプロセスを通じて、単なるハード面だけでなく、誰もが対等な関係を築けるようなソフト面の課題解決にも注力された。

当事者参画と民間連携

明石市の取組みの核心は、当事者参画を重視している点にある。特に注目すべきは、当事者と事業者の対話を促進するための「インクルーシブアドバイザー制度」である。これは、登録した方々（相談の内容に応じて障がいがある人や高齢者などがアドバイザー）が、建物の改修やイベント企画の際に助言を行う制度で、文化博物館のエレベーター改修や地域の防災訓練での簡易トイレ設置訓練など、具体的な場面で活用されている。

また、民間事業者との連携においても、単に条例遵守を求めるのではなく、双方にメリットのある関係構築が図られている。商工会議所や商店街組合、タクシー協会、バス協会といった団体と協力し、乗車体験研修などを実施。これにより、事業者側はサービス向上に繋がり、当事者側は社会参加が容易になるという好循環を生み出している。さらに、合理的配慮の提供を支援する助成制度として、例えばバリアフリー工事に対する上限 30 万円までの全額補助制度を設けることで、事業者や地域の団体の経済的負担を軽減し、取組みを強力に後押ししている。

インクルーシブ公園の整備

条例制定後、具体的な成果として「魚住みんな公園」の整備事例を紹介された。この公園は、ため池の跡地利用を検討するにあたり、障がい者を含めた市民参画を促す中で計画されたものである。大型遊具の設置にあたっても、障がいのある人も使える遊具はどのようなものが良いかなど、当事者の意見を積極的に取り入れた。条例が個別の施設整備に直接的な因果関係を持つわけではないが、その理念が背景にあることで、誰もが使いやすい施設の整備が進んでいることが説明された。

■質疑応答など



1. 合意形成と啓発について

Q：条例制定における庁内の合意形成や、市民・事業者への啓発はどのように行われたのか。

A：条例は多岐にわたる分野に関わるため、特定の部署がすべてをつなぐのではなく、各部局の担当管理職が検討会のオブザーバーとして参加し、課題を共有しながら「どうすればできるか」を常に話し合う双方向のやり取りが行われた。議会との意見交換も、手話言語条例の頃から地域の集まりなどを通じて行われており、手話でコミュニケーションを取る議員もいたため、大きな反対はなかった。

　啓発については、コロナ禍で集合研修ができない時期に、職員向けのパソコン掲示板で毎月「なるほど配慮通信」を発信したり、事業者向けには障がいのある方や高齢者への対応を学ぶ講習会を実施したりした。また、事業者が民間研修を無料で受講できるような補助制度も設けた。

2. 条例の実効性と成果について

Q：インクルーシブ条例は数値目標（KPI）を定めているか。また、条例ができたおかげで「魚住みんな公園」のような具体的な成果が生まれたのか。

A：条例は理念条例であり、数値目標や KPI は定めていない。条例の実効性は、職員一人ひとりが理念を理解し、施策に反映させていくこと、そして市民や事業者に条例の内容を広く知ってもらい、機運を醸成することにかかっている。

　「魚住みんな公園」は、条例ができたからではなく、同時並行で進められた。前の市長が「障がいのある人への配慮はしているか」「良い建物ができても不便を感じる人がいないか」と、ないものとして考えがちな少数派の意見を執拗に確認したことが背景にある。明石市には 1 万人以上の障がい者がおり、条例制定前から当事者の声を聞くことを重視し、施設整備などに取り組んできた。

3. 民間事業者との連携について

Q：民間事業者への声かけはどのように行われたのか。コスト面への懸念にはどう対応したのか。

A：障害者配慮条例を制定した頃から商工会議所や産業振興課、交通事業者団体などとのつながりを築いてきた。タクシー事業者とは視覚障がい者との乗車体験研修を実施し、当事者と運転手が互いの課題を話し合うことで信頼関係を築いた。その様子を動画にして事業者に配付するなど、単に条例遵守を求めるだけでなく、双方にプラスとなる関係づくりを重視している。

　コスト面については、点字などコミュニケーションツールの作成については上限額 5

万円まで、折りたたみ式スロープなどの物品の購入については上限額 15 万円まで、簡易スロープなどの工事の施工は上限 30 万円までを自己負担なしで補助する助成制度を設けた。財政担当からは「自己負担なしはおかしい」という意見も出たが、市長の「高額な予算ではなく、まず使ってもらうことが重要」という考えのもと、この制度が実現した。

4. その他

・インクルーシブの意味の周知について

市民の半数程度は知っているかもしれないが、長くてカタカナのため、高齢者には伝わりにくい面もある。学校教育では資料配布などを通じて周知を図っている。

・「あかしインクルーシブアドバイザー制度」の活用実績

R4 年度　3 件　ホテル改修、コミュニケーションボード設置、イベントの運営など
R5 年度　2 件
R6 年度　3 件　ホテル改修など
R7 年度　4 件（7 月時点）

令和 4 年度から始まり、当初 3 件だった活用実績が、令和 7 年度には 7 月時点ですでに 4 件と、少しずつ認知が広がっている。文化博物館のエレベーター改修や防災訓練での簡易トイレ設置訓練など、具体的な事例で活用されている。アドバイザーは専門知識だけでなく、事業者に気づきを促すための研修を受けている。

・議員提案の可能性

議員提案で条例を制定している自治体もあるため、有効な手段の一つ。ただし、予算化や施策の実効性を考慮する必要がある。

■所感など

・ 明石市が制定したインクルーシブ条例は理念条例であるため、当初はその実効性に疑問を抱いていた。しかし、今回の視察で説明を聞くうちに、この条例の真の目的が数値目標の達成ではなく、市民や事業者の意識を変え、インクルーシブな社会を築くための機運を醸成することにあると理解した。

・ 条例の実効性を持たせるため、理念を具体的な制度にまで落とし込んでいる点が非常に興味深かった。具体的には、「あかしインクルーシブアドバイザー制度」を設け、当事者の意見を直接聞く体制を構築している。また、商店街や自治会がバリアフリー化やイベントを行う際に当事者の話を聞くことが条件となって補助金・助成金の事業を行なっていることも素晴らしい取組みだと感じた。

・ 条例をつくって終わりではなく、それをどう実行していくかに重きを置いている。その結果が、ユニバーサルトイレの改修や公園施設のバリアフリー化、インクルーシブ公園の導入といった具体的な取組みに表れている。市民全体がインクルーシブな社会の実現

に向け、主体的に取り組む姿勢が強く感じられた。

・ 民間事業者との連携において、単なる行政指導ではない好循環を生み出している。バリアフリー工事への全額補助など、事業者がインクルーシブな取組みを行う際のハードルを大幅に下げている。これにより、事業者は行政の指示に従うだけでなく、サービスの向上や顧客獲得という自身のメリットを実感しながら、インクルーシブな社会づくりに主体的に関わっている。

・ 明石市のインクルーシブへの取組みは、現在「インクルーシブ推進課」が主導している。しかし、その最大の特長は、特定の部署だけでなく、全庁的に当事者と連携して事業を展開している点にある。これは、当初の市長の強い思いと、それを引き継いだ政策企画部署の主導によって、各部署が当事者と顔の見える関係性を築くという素晴らしい姿勢が根付いた結果であると感じた。

・ 明石市のインクルーシブ条例は、最も重要な概念として第９条の「障害者等の参画」を掲げている。この条項を基本理念に据え、具体的な施策に反映させることで、関係者全員が主体的にインクルーシブな社会づくりに取り組んでいる姿勢を強く感じた。

・ インクルーシブに関する取組みについて、当初は政策企画を担う部署に割り当てられ、市の主要施策として進められていた。その後、形になってからは、日頃の意見交換や事業を共に進める過程において、インクルーシブ推進課が一から調整するなど主導しなくても、各部局の職員が当事者の皆さんと直接繋がって顔の見える関係性を築いているとのことであり、素晴らしいと感じた。

・ 店舗や施設をみんなが利用しやすいように改修したり、いろんな人が参加しやすいイベントを考えたりする際に、障がいのある人やバリアフリーの専門家に相談しアドバイスがもらえる「あかしインクルーシブアドバイザー制度」を設け、相談件数も増えているとのことであり、意義があると感じた。また、商店街や自治会等が施設等のバリアフリー化や誰もが参加しやすいイベントなどを実施する際に必要な費用の一部を補助する、インクルーシブ商店街・自治会等補助事業（全額補助／上限あり）もあるが、この補助を受けるためには「あかしインクルーシブアドバイザー制度」を利用することが条件になっており、当事者の意見を大切にするという市の姿勢が制度設計にも反映されていると感じた。

・ インクルーシブ条例制定にあたっての議会の関わりについて、市と執行部が同じ方向性を向いて制定に向けて動いていた。執行部からの条例提案に対し、議会としても応援の姿勢であり、身体障がいのある議員が当事者として条例検討会に積極的に参加をしていた。そのプロセスが重要なのだと感じた。

② 大阪府豊中市

【日時】令和 7 年 8 月 4 日（月）15 時 30 分～
【場所】豊中市教育センター
【相手方】豊中市教育委員会事務局児童生徒課　赤松主幹、竹永課長補佐
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【調査事項】インクルーシブ教育について

■視察内容



豊中市は、人口約 40 万人、鉄道駅 13 カ所を持つ交通利便性の高い都市であり、転出入が多いという特徴を持つ。市立小学校 38 校、私立中学校を含む中学校 16 校、義務教育学校 1 校の計 55 校を設置している。

豊中市のインクルーシブ教育の根幹には、昭和 46 年策定の「同和教育基本方針」に端を発する「共に学び、共に育つ」という地域就学を基盤とした教育実践がある。現行の「豊中市障害児教育基本方針（改訂版）」では、インクルーシブ教育の目的を「共生社会の形成」と「障害のある子どもの可能性が最大限に伸びること」の実現と明確に定めており、令和 4 年度の文部科学省通知の趣旨も踏襲している。

支援学級・通級指導教室の在籍児童生徒数は年々増加傾向にあり、支援学級に在籍する生徒の約 6 割が自閉症・情緒障がいに該当する。豊中市の大きな特徴は、支援学級に在籍する児童生徒も学校生活の基盤を通常学級に置く点にある。出席番号、ロッカー、机・椅子、行事参加などはすべて通常学級で運用され、支援学級の教室はクールダウンや少人数の自立活動指導など、必要に応じて活用されている。

主な取組みは以下のとおりである。

・学校内支援チームの組成

支援学級担任が中心となり、市費で配置された支援教育サポーターや、必要に応じて学校看護師を含むチームを構成し、児童生徒への多角的な対応を行っている。これにより、児童生徒の状態を様々な専門職の視点から捉え、連携した支援体制を整えている。

・医療的ケア体制の安定化

豊中市は市立豊中病院と協定を結ぶことで、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制を安定させている。医師指示書の発行を一元化し、看護師が複数の学校を巡

回する体制を構築した。これにより、看護師の安定した配置、専門的な知見の共有、リスク分散を実現し、保護者からの固定担当を求める声にも配慮しつつ、児童生徒の将来的な自立と社会性の獲得を見据えた対応を行っている。

・専門性向上

教職員の専門性向上も重要な取組みである。支援教育研修（年 10 回実施、オンデマンド配信の活用で参加者を増加）、演習を重視した支援教育コーディネーター研修、通級指導教室担当者研修など、多様な研修を実施している。また、通級指導教室担当者による定例連絡会では、事例検討や教材研究、実践交流を通じて、現場の指導力向上を図っている。

・外部専門職の活用

大阪府作業療法士会と連携し､小学校 1 年生や義務教育学校の前期 1 年生を対象に、作業療法士による巡回指導助言を実施している。座席配置や掲示物など、教室の環境調整に関する具体的な助言を得ることで、児童生徒の学習環境を早期に安定させることを目的としている。

・就学相談

就学前の段階から、本人・保護者との対話を重視した相談体制を設けている。地域の学校への就学を基本とし、個別最適な学びの場を判断する。特に、支援学級が「特別の教育課程」を編成する場所であり、単なる「個別見守り」ではないことを、評価や時間割の変更と合わせて丁寧に説明し、保護者の誤解を防ぐよう努めている。

■質疑応答など

Q：医療的ケアを要する児童生徒の修学旅行参加について、どのような教育的意義を持たせているのか。

A：単に参加させることを目的とするのではなく､「何を学び、どう成長させるか」という教育目的を明確化している。事前の下見や看護師・介助者との連携を徹底し、可能な限り通常の行程で参加できるよう合理的配慮を行っている。

Q：医療的ケアを要する児童生徒への看護師配置について、保護者から固定担当制を求める声はないか。また、巡回型への移行によるメリットは何か。

A：固定担当を希望する保護者の声もあるが、将来的な自立や社会性の獲得を見据え、段階的に複数名での対応に移行させている。巡回型にすることで、看護師の安定配置、知見の共有、リスク分散が図られるというメリットがある。

Q：保護者の中には、支援学級を「個別見守り」や「マンツーマン加配」と誤解しているケースがあるのではないか。

A：そのような誤解を持つ保護者は少なからず存在し、就学相談の際に支援学級が「特別の教育課程」であり、評価や時間割が変わることを丁寧に説明している。

Q：通常学級に支援を要する児童生徒が同席することで、授業の質が下がるといった保護者からの声はないか。
A：これまでの 50 年の実践を通じて「共に学ぶ」文化が根付いており、そのような声は顕在化しにくい。授業の質が下がることは絶対にないという認識を共有し、必要な個別指導は別途確保している。

Q：支援教育サポーターに有資格者を求める理由と、研修の充実度について。
A：専門性向上のため、教員免許や保育士資格を持つサポーターを優先的に採用している。研修はオンデマンド活用により参加者が増加し、演習型の研修も取り入れるなど、実践的な内容を重視している。

Q：自立活動の指導において、教職員の専門性の確保や教材の標準化に課題はないか。
A：自立活動の指導は個別性が高く、専門性が必要となるため、現場では手探り感が残っている。多忙な教職員の協議・調整時間の確保も課題である。今後は、指導案の雛形やアセスメントツールの整備、プログラムのパッケージ化などを進めていく方針である。

■所感など

● 豊中市の教育委員会を訪問し、約 50 年にわたるインクルーシブ教育の実践の蓄積により、「共に学ぶ文化」が深く根付いていることに感銘を受けた。インクルーシブ教育が単に児童生徒間だけでなく、地域と学校の文化として定着している点が特に印象的であった。通常学級の保護者から分離を求める声がないという事実は、この文化が市民全体に広く受け入れられている証拠だと感じた。
● 50 年という長きにわたる歴史と実践の積み重ねが、現在のインクルーシブ教育を支えている。インクルーシブという言葉を意識しなくても、共に学び、共に過ごすという姿勢が学校の在り方として定着している点は本当に素晴らしい。現在の教員たちも、自身がそのような環境で育っているため、特別な指導を意識することなく、自然と全員が共に学ぶクラス運営を行える土台ができていると感じた。
● 一人ひとりの教育的ニーズに合わせて最適な学び場を柔軟に選択できる点が本質的だと感じた。常に通常学級や別室に固定するのではなく、個別的な支援を重視している。また、豊中病院との連携により、看護師や作業療法士が教育現場に配置されるなど、行政の枠を超えた運用の工夫によって、きめ細やかなサポート環境が実現していると理解した。

● インクルーシブ教育を推進するために、予算という形で明確な姿勢を示している。支援教育サポーターの数を倍増させている点がその好例だ。これは、ヒアリングを行った東広島市で人件費の難しさが指摘されていたのと対照的であり、必要な人材にはしっかりと投資するという市の強い課題感と決意が感じられる。
● 支援学級の位置づけや時間割、評価方法といった制度的な内容について、保護者や児童生徒と丁寧に話し合い、誤解が生じないよう合意形成を図っている。本人と保護者の意向を最大限尊重するこのプロセスは、信頼関係を築く上で不可欠な要素であり、結果として子どもたちにより良い学びの場を保障していると感じた。
● 医療的ケアが必要な児童に対しても、一人ひとりの教育目標を丁寧に設定し、個別のニーズに応じた学びの支援を行っている姿勢が感じられた。
● インクルーシブ教育に「正解はない」という考えのもと、一人ひとりの子どもが学校で幸せに過ごせるよう、最適な環境づくりに注力している。保護者や支援者、そして当事者である児童生徒本人の意見を丁寧に聞き、合意形成を慎重に進めている点が非常に印象的だった。この丁寧なプロセスこそが、インクルーシブ教育の本質的な姿であると感じた。
● 作業療法士が各学校を巡回する「巡回相談」を実施し、問題点の発見と解決に努めている。この取組みは、子どもたち一人ひとりのニーズに応えるための、きめ細やかな支援体制を構築していると感じた。
● 約 50 年前から培ってこられた、分離することなく共に学ぼうという学びのあり方、姿勢が今の豊中市におけるインクルーシブ教育の礎を築いてこられていることが分かった。そのことは特に教員に反映されており、自分自身もみんな一緒、という環境で育ってきたため、自分がそのような姿勢で全ての児童生徒に向き合うことは当然であるという考え方で学級運営をされているのだと感じた。

③ 兵庫県立明石公園

【日時】令和 7 年 8 月 5 日（月）10 時 00 分～
【場所】兵庫県立明石公園
【相手方】兵庫県まちづくり部公園緑地課 首藤課長、藤原主査
　　公益法人兵庫県園芸・公園協会業務部　原田次長
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【調査事項】明石公園におけるインクルーシブな公園づくりについて

別紙３

■視察内容



明石城の櫓や石垣といった歴史的資源、明石のシンボルである剛ノ池、野球場・陸上競技場などの運動施設、児童公園など、多様な機能を備える園内を視察した。中でも、老朽化した大型遊具を更新する「子どもの村」の計画について、具体的な資料をもとに担当者から詳細な説明を受けた。この計画は、老朽化した遊具を更新し、インクルーシブ公園として再整備するものであった。

計画のプロセスにおいては、明石公園協議会や子どもの村利用者団体からの意見が幅広く収集され、計画の修正案に具体的に反映されていた。多目的広場の縮小案の見直しや駐車場の分散配置などがその例である。意見収集のステップ（意見聴取→ヒアリング結果の反映→修正案の検討→設計完了）は明確に定められ、透明性の高い手続きが取られている。また、暑さ対策についても、地域ケアネットワークの飯塚氏をはじめとする当事者の声を聞きながら検討が進められていた。

一方、インクルーシブ遊具の導入にはいくつかの課題も認められた。公園の地形を利用することで、駐車場からの導線が離れてしまうことや、既存のトイレがインクルーシブに対応していない点などが挙げられる。遊具の設置場所は日陰が多いものの、大勢が利用できる広い日陰スペースの確保は難しいという課題もある。遊具がメーカー主導で開発される傾向があるため、当事者のニーズに合わせた遊具を考案する必要性が示唆された。

公園全体の管理は、指定管理者制度が導入され、専門的な事業者によって効率的に運営されていた。地元企業や市民団体と連携し、地域全体で公園を育てるという意識も感じられた。遊具の完成後には、体験会やふれあいイベントを実施し、市民に開かれた形でリニューアルを周知。NHK ニュースなど、メディアを効果的に活用した広報戦略も成功していることが確認された。

■質疑応答など

Q：インクルーシブ公園に適した場所はあるか？
A：木が多く日陰になっている場所が多いため、適している。しかし、大勢が入る日陰スペースを確保するのは難しい。

Q：岩国にできたインクルーシブ公園は芝生重視だったが、明石はどうか？
A：遊具を年齢によって分けても良いかもしれない。小さい子から楽しめるように工夫している。

Q：遊具は大きい方が人気らしいが、明石の遊具はどうか？
A：あまり大きなものは考えていなかったが、親子で一緒に遊べるような遊具を意識した。

Q：囲いは必要か？親や保護者が安心できる環境作りができているか？
A：子どもが飛び出さないよう、囲いを設けている。

Q：樹木のあり方について
A：大きな木にラン（風蘭）が生えており、移植した場所にも公園がある。木登りに使えるかといった意見もある。

Q： インクルーシブ遊具と通常の遊具をそれぞれのエリアに分けて設置し、誰もが行き来できるような状況が良いと思うが、現状はどうなっているか。
A： 当初、下段にインクルーシブ遊具、上段に通常の遊具が設置され、動線で結ばれていたが、現在は上段の公園は撤去され、芝生になっている。そのため、現在はインクルーシブ遊具以外の遊具はない。

Q：障がい者の利用頻度は？
A：一般利用者が多い。NPO の方によると、健常者と障がい者が一緒に遊んでおり良いと感じている。障がい者のための施設ではないことを利用者は理解している。

Q：上記について改善策はあるか？
A：特にはないが、障がい者の利用が少ない現状を考えると、何らかの工夫が必要だと感じている。インクルーシブデイも開催したが、遊具がメーカー主導になっているため、もっと考える必要がある。

Q：障がいを持つ保護者からすると遠慮しがちな風潮があると感じている。岩国では一日貸し切りにしているが、そのような取組みに対しどう感じるか？
A：貸し切りが良いという意見もあるが、健常者と一緒に遊ぶ方が良いという意見もある。

Q：当事者の声を聞くとのことだが、他の人から聞くことはあるか？
A：有識者等から意見を聞くことはないが、「みんなの未来ミーティング」という場で、コーディネーターを介して意見交換を行っている。

Q：当事者の目線を取り入れているか？
A：子ども広場のところで滑り台に関するアンケートを取るなど、利用者の意見を聞く試みは行っている。

■所感など

- インクルーシブ公園の整備においては、当事者の目線に立つことの難しさを感じた。障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる環境をつくるには、いくつかの課題がある。まず、利用者同士の交流を促すソフト面での工夫が必要だ。遊具を設置するだけでなく、障がいを持つ方々が利用をためらってしまうという現状を踏まえ、例えば貸し切り利用のような柔軟な運用も検討していく必要がある。また、ハード面では、駐車場から公園までの動線や駐車場自体の整備に苦慮している様子が見受けられた。これらの課題を解決し、誰もが安心して利用できる環境を整備することが重要である。
- インクルーシブ公園の整備において、上部の公園から近い場所に車いすやバギーの乗り降りを考慮した広い専用駐車場（5 台分）が設置されている。この駐車スペースのために専用ゲートを設けるなど、かなりのコストがかかっている。しかし、そこまでしてでも環境整備を進めたいという強い姿勢がうかがえた。一方で、駐車場から公園までの動線に課題も残っており、県の関係者が試行錯誤しながら整備を進めている様子が感じられた。
- インクルーシブ公園に限らず、猛暑が続く中での日中の公園の利用方法や樹木のあり方について、多角的な検討がなされていることを改めて学んだ。
- インクルーシブ公園は、明石城跡という重要文化財エリアに位置するため、整備に多くの制約がある点がある。その広大さゆえにメンテナンスコストがかなりかかるという印象を持った。特に、巡回や草刈りの人件費が継続的に発生している。そのため、明石市がカフェの設置や利用料の値上げを検討しているように、公園の収益源をどう確保するかが今後の課題だと感じた。
- 東広島市で設置が予定されているインクルーシブ公園の取組みについて先方も関心を持ってくださったため、今後も継続的に意見交換をさせていただきたいと考えている。

別紙３







今後について

また具体的なテーマを挙げつつ、様々な視点から誰一人取り残さないインクルーシブ社会の実現に向けた取組みを調査研究していく。

別紙４

インクルーシブ社会研究会　執行部（財務部・都市交通部）

聴取報告書

【日　　時】令和 7 年 12 月 18 日（水）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
【場　　所】東広島市役所　第 2 委員会室
【出席会員】原田会長、鍋島副会長、落海議員
【相 手 方】財務部　　河野公共施設マネジメント担当部長、坂手管財課長、
崎里管財課課長補佐兼資産経営係長、小野川管財課主査
都市交通部　台信技監兼都市交通部長、尾和都市交通部次長兼都市計画課長、
森重都市整備課長、和田営繕課長、土居都市計画課広域事業推進担当
課長兼管理係長

■テーマ

①インクルーシブ・インフラの整備など基本認識・方針について
②ハード面（物理的インフラ）の整備状況と課題について
③多様な利用者の意見を反映する仕組みについて
④ソフト面（意識・制度・運用）の取組みについて
⑤民間施設への波及と経済的支援について
⑥今後の方向性と都市計画・まちづくり全体への位置付けについて

■事前質問事項及び回答

別添「事前質問への回答（財務部・都市交通部)」のとおり

■執行部からの説明（概要）

【都市交通部】
インクルーシブデザインに関する本市の考え方と今後の方向性
・ 概念整理として、既存の障壁を取り除く「バリアフリー」、最初から誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」に対し、「インクルーシブデザイン」は特定の方の意見を取り入れて課題解決を目指すものと捉えているが、国を含め明確な定義が未確立であるため、現時点では市独自の指針や全庁的な基準通知は行わず、先進事例の研究段階にある。
・ 具体的なハード整備については、現時点で実績はないものの、下見の瓢箪池や八本松駅前土地区画整理地域内の公園での導入を予定しており、特に旧美術館・松翠苑跡地の「七ツ池公園」

については、広さを活かした駐車場整備なども含めた「インクルーシブに特化した公園」として位置づけている。

・ 今後の進め方としては、インクルーシブ単独のビジョンを策定するのではなく、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」など既存計画の改定時にその概念を組み込む方針である。当事者意見の反映については、大規模な協議会を一律に設置するのではなく、施設の規模や特性に応じて柔軟に地域や当事者の声を聴取していく。

【財務部】

公共建築物におけるインクルーシブデザインの考え方

・ 現状、公共建築物に関する市独自の規定はないが、ハード面の基準だけではバリアフリーやユニバーサルデザインとの区別が困難である。

・ インクルーシブの本質は、設計前の段階で当事者やマイノリティと協議し、共に考える「プロセス」にある。例えば、庁舎の多目的トイレについて、基準適合施設であっても重度障がい者には介助スペースが不足していることが当事者との現地確認で判明し、新たな整備方針の策定につながった。また、「ささやかながら」実効性のある事例として、道の駅のトイレについて、子どもが鍵を開けてしまうという保護者の不安の声を踏まえ、高所に鍵を追加することで解消した。

・ 条例による制度化も一つの手法だが、現場レベルで当事者の声を聴き、共に解決策を探る対話の積み重ねこそが重要であり、今後もこうしたプロセスを重視していく。

■質疑応答

Q. 都市交通部はインクルーシブデザインを「特定の人を起点とする」ものと理解しているとのことだが、特定の課題解決に留まらず、多様な市民が共に考え造り上げる「共創」と捉えるべきではないか。健常者も含めた「すべての人」が共に過ごせる環境づくりこそが重要であり、施設規模を問わず基本理念を共有するための協議会の設置や、専用遊具の設置に捉われない「誰もが混ざり合って遊べる場」の創出が必要であると考えるが、見解を伺う。

A. ユニバーサルデザインを「すべての人」を対象とした汎用的なものと捉える一方で 、インクルーシブデザインは「特定の人」の課題解決を起点にしているという点で異なると認識している 。例えば、車椅子が通れる幅を確保するのがバリアフリー、親子が並んで通れる広さを確保するのがユニバーサルデザインであるのに対し、視覚障がい者を音で誘導する仕組みを導入することがインクルーシブにあたると考えている。最終的な目的は、誰もが分け隔てなく生活できる環境の実現であり、両者は目指すべき方向性において共通しているとの認識である。執行部としては、特定の特性を持つ方の視点を反映させることが重要であると考えており、さらなる意見交換を通じて研究を深めていきたい。

Q. インクルーシブ社会の実現には、企画段階から多様な当事者を巻き込んで共に創り上げる「共

創」のプロセスが極めて重要である。地形的な制約から整備が困難とされる安芸津の正福寺山公園においても、障がい当事者の「多少の冒険も必要」という意見を反映させるなど、一律に断念するのではなく柔軟な視点で検討すべきではないか。あわせて、外出の前提となるトイレのユニバーサル化を含め、現状の傾斜や老朽化した施設に対しどのような配慮を行うのか伺う。

A. 正福寺山公園については、既存トイレの老朽化や園路の幅員などの課題を認識している。市が進める公園整備において、インクルーシブデザインの導入方法は今後検討すべき事項であり、同公園の詳細設計を行う段階においても、これらの視点を考慮していく。具体的には、駐車場から展望台に至る動線の改善や、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレへの改修などを検討し、地形状況を踏まえながら適切な整備に努めていきたい。

Q. ハード面に関する回答では公園施設への導入予定が示されているが、庁舎や八本松駅前の土地区画整理事業など、他の公共施設においてもインクルーシブデザインの導入を前向きに検討する考えはあるか。

A. 公共施設全般において、現時点でインクルーシブデザインを導入した事例はなく、全庁的な方針が決定している状況ではない。しかし、インクルーシブデザインの本質は設計前の対話プロセスにあると考えており、当事者やマイノリティの方々と意見交換を行いながら共に考えていく手法は、有効な選択肢の一つであると認識している。公共施設は庁舎から特定の用途を持つ施設まで多岐にわたるため、一律の導入ではなく、各施設の用途や規模に応じたケース・バイ・ケースの検討が必要である。その際、障がいの特性や国籍の多様性を踏まえ「誰と協議を行うか」といった選定基準が課題となるが、設計着手前の段階で多様な視点を取り入れる仕組みについて、今後の研究課題としていきたい。

Q. インクルーシブなまちづくりの推進にあたっては、単に既存の規格やルールを遵守するだけでなく、多様な市民の存在を常に念頭に置き、事業の裾野を広げていく視点が不可欠である。全ての施設を完璧に整備することは現実的に困難な側面もあるが、全庁的に「多様な人がいる」という認識を共有し、当事者の視点を一歩ずつ事業に反映させていく姿勢こそが重要であると考えるが、見解を伺う。

A. 多様な市民の存在を意識して事業に取り組む重要性は、執行部としても強く認識している。公共施設の整備に携わる専門職であっても、重度障がい者が既存の多目的トイレを利用できない実態を当事者との対話を通じて初めて知るなど、知識が及んでいない分野も少なくない。多様な当事者の声を聞くことは、新たな課題を発見し、真に必要な配慮を学ぶ貴重な機会であると考えている。現状、インクルーシブデザインの定義は確立されていないが、今後も「すべてのニーズを把握できているわけではない」という前提に立ち、関係課とも連携しながら、当事者の意見を真摯に聞き、まちづくりや施設整備の検討に取り込んでいく研究を絶えず続けていく方針である。

Q. 多目的トイレなどの施設整備において、規格を満たす設備を導入するだけでなく、実用性を確保するためには設計段階から当事者の視点を取り入れることが不可欠である。昨年策定され

た「重度障がい者等に配慮した車椅子使用者用便房の整備方針」を受け、庁内の意識醸成や実際の施設整備においてどのような変化が生じているか伺う。

A. 施設整備を担う営繕課において方針を周知徹底し、課内勉強会や事業を依頼する原課への働きかけを強化している。具体的には、来年度以降に着工する新築・増築の 6 施設および改修分を含む計 16 箇所の多目的トイレにおいて、構造上困難な場合を除き、介助スペースとして 1.8 メートル以上の幅員を確保する設計を進めている。市全体としての意識醸成は途上にあるものの、専門部局が中心となって、単なる規格上の適合に留まらない、実効性の高い施設整備と啓発を継続していく。

■意見交換（インクルーシブデザインの概念について）

質疑応答の中で、「インクルーシブデザイン」という概念の認識にばらつきがあったことから、その点について意識統一を行うため意見交換を行った。主な意見は次のとおり。

・ 政策提言に基づき整備指針が策定され、西高屋駅等へのユニバーサルシート導入が実現したことに謝意を表する。実際に重度障がい者である当事者と議員、担当部長が共に現場を確認したプロセス自体がインクルーシブデザインの実践であり、特定の方の意見を丁寧に反映させた結果として、介助者を含む多くの人が使いやすいユニバーサルデザインの施設が構築されたと考えている。このように、特定のニーズを出発点とした「共創」のプロセスが、最終的にすべての人にとっての利便性向上に繋がるという視点が重要である。

・ インクルーシブデザインは、法的に規定されたバリアフリー等の技術基準とは異なり、その本質的な差異は「策定過程」にある。インクルージョン（包含）の意味に即し、企画・設計の段階から当事者を「仲間」として招き入れ、共に考え、作り上げていく共創のプロセスこそが重要である。完成した施設が結果としてユニバーサルデザインやバリアフリーに合致した形態であっても、その前段階における対話と合意形成の有無が、インクルーシブデザインを定義付ける鍵であると考える。

・ 当初は、ユニバーサルデザインは「全員」、インクルーシブは「特定の障がい者」を対象とするものと認識していた。しかし、本日の議論を通じ、インクルーシブは結果ではなく、多様な主体で話し合う「過程」であり、その結果としてユニバーサルなものが出来上がるのではないかという解釈である。

・ インクルーシブな社会の実現には「過程」が重要であるとの意見に賛同する。共に創る過程　を経て、その中にユニバーサルデザイン化された施設やバリアフリーが整備されることで、インクルーシブな社会が形成されるとの考えである。

・ インクルーシブの語源であるインクルージョンを「仲間に入れて共に創る」という在り方やプ

ロセスと定義する。そのプロセス自体がインクルーシブであり、それを経て目指すべき「インクルーシブな社会」のための具体的な手法が、バリアフリーやユニバーサルデザインであると自身の考えを整理する。

・ 公園整備においては、まず誰もが使えるユニバーサルデザインを基本としつつ、想定を超えて現れる「特定のニーズ」を包含していく取組みがインクルーシブに繋がると認識する。ハード整備において即座に正解を出すことは困難だが、設計段階から多様な状況を想定し、インクルーシブな社会を目指す姿勢が必要である。

・ 実務担当者の立場から、これまでは法的な基準の遵守に終始していたと感じる。今後は基準の遵守に留まらず、子育て世代を含む多様な利用者の声を直接聞きながら設計していくことが、これからの公共事業に求められる姿勢であるとの学びがあった。

・ ユニバーサルデザインで包括しきれない多様な意見を取り入れることがインクルーシブであると認識を深める。無限に広がるニーズへの対応の難しさや、国等の補助金適用の可否といった実務上の課題を挙げつつ、今後の国の動向を注視しながら整備を検討していきたい。

・ 「過程（プロセス)」こそがインクルーシブの本質であるという考えが最も分かりやすい。出来上がった成果物が同じであっても、多様な主体との対話を経て作られたものはインクルーシブであり、設計者の独断によるものはユニバーサルデザインなのではないか。

■所感など

・ 都市交通部より「インクルーシブに特化した公園」との説明があったが、この表現は、インクルーシブという理念の浸透がいまだ途上にあると感じた。また、意見交換全体を通して、部局や担当の間で、その定義や考え方にそれぞれの視点や温度差があることが確認できた。組織として足並みを揃えるためにも、引き続き認識の共有を図っていく必要性があると感じた。

・ 執行部との議論を通じて、インクルーシブへの認識がどのように共有されているかを確認できた。具体的には、下見の瓢箪池（令和 11 年完了予定)、八本松駅前の区画整理地（令和 12 年完了目標)、そして七ツ池（令和 12 年着手）と、それぞれの公園整備が着実に進められているとの報告を受け、大変心強く感じている。また、執行部の意識変化について特に印象深かったのは、安芸津の正福寺公園に対する姿勢の変化である。以前、建設委員会でインクルーシブ化の質疑をした際は、「段差や傾斜地があるため困難」との見解であった。しかし、今回の協議においては「地形的な課題はあるものの、インクルーシブな視点で何ができるか検討していく」という前向きな言葉を聞くことができた。「できない理由」を挙げる段階から、「どうすれば実現できるか」を考える段階へと、執行部の意識が一歩進んだことを嬉しく思う次第である。

・ 出席された２部署の職員の方々に対し、今から改めてインクルーシブについて専門的な研究を求めることは、実務の現状を鑑みると難しい側面もあるのではないかと感じた。そうした中で、インクルーシブなまちづくりをより確実、かつスムーズに進めるためには、やはり「当事者の声」を直接施策に反映させることが実現の近道であると考える。また当事者だけでなく介助者や、福祉施設の職員の方々から感じていることなど「どうすれば生活の質が向上するか」という具体的な気づきを数多くお持ちだと思うので、今後、こうした方々の生の声を聞く機会を設け、議論を深めていきたいと感じた。

・ 今回の議論において、特に財務部の河野担当部長より、「インクルーシブの本質とは、設計前の段階で当事者やマイノリティと協議し、共に考えるプロセスにある」との発言があったことは、意味深い。また、参加された執行部からも「これまでは行政の既存規格に基づいて施設を造っていたため、利用者の視点が欠けていたことに初めて気づかされた」という率直な感想が聞かれた。この言葉は、現場の職員にとっても気づきであったと思う。議論の中で、現在本市には公共施設に関する独自の「インクルーシブ規格」が存在しないことから、職員が現場で迷わず実践していくためにも、いっそのこと市独自の「インクルーシブ規格（ガイドラインのようなもの)」を策定することも、行政として取り組みやすくなる有効な手段ではないかと感じた。

・ 本研究会を立ち上げたそもそもの発端は、東広島市独自の「インクルーシブ条例」を制定したいという強い思いにあった。条例という形にすることで、市民や行政職員の意識の中に「インクルーシブ」という理念を深く浸透させることができると考えたからである。しかし、議論や研究を重ねる中で、条例化の実務的な難しさや課題にも直面し、現在は「どのような形が最も本市に適しているか」を模索している段階にある。そうした中で、示された方向性（細かな規則よりも、まずは理念やガイドラインを定めること）は、一つの方向性であると考える。

・ 議論を重ねる中で、「多様な意見を聞くこと」こそが全ての基本であると強く再認識した。先日総務委員会で実施した公共施設マネジメントの視察においても、学校の統廃合など難しい課題に対し、まず地域住民の声を聞き、それを基礎として計画を練り上げている事例を目の当たりにした。誰もが利用できる施設づくりには、この「対話」というスタート地点が不可欠である。ゆえに、今後私たちが目指すべきは、細かな規則を定めることではなく、市の姿勢を明確にする「理念条例（基本的な考え方)」の策定であると考える。私たちが「本市はこうあるべきだ」という大きな方向性を示せば、行政はそれを拠り所として、自信を持って具体的な施策や細部の計画を進めることができると考える。

インクルーシブ社会研究会　質問事項

“誰もが安心して共に暮らせるまちづくり”の実現には、ハード面のバリアをなくすだけでなく、設計段階から多様な市民の視点を取り入れることが重要です。
そこで、本市の“インクルーシブ・インフラ”の現状と今後の方向性について伺います。

１．基本認識・方針

①「誰一人取り残さないまちづくり」に向け、インクルーシブ・インフラの整備をどのように位置付けているか。

（回答）

本市においても、都市計画マスタープランや公共施設等総合管理計画において、障害の有無や国籍などに関わらず、全ての人にとって利用しやすいインフラや施設の整備推進を標榜しています。

その中で用いている「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」という用語は、概念や理念の誕生から、幅広く社会の理解と賛同を得て、バリアフリー法やユニバーサルデザイン 2020 のように制度として定着し今日に至っていると考えています。

昨今、こうした経緯を想起させるようなムーブメントとして、障害者を包容する社会の仕組みや建物等を表す際に「インクルーシブ」という用語が用いられるようになってきていることは承知しています。

② バリアフリーやユニバーサルデザインと比べて、「インクルーシブ」という考え方をどのように捉えているか。

（回答）

様々な考え方や解釈がありますが、バリアフリーは、生まれ持った特徴に関係なく、人々が暮らしやすくするため「障壁（バリア）となるものを取り除く」という考え方で、もともとは建築基準として広まった言葉であり、主に、エレベーターやスロープを設置して段差をなくすなどの「物理的な障壁」を取り除くという意味であると認識しています。

また、ユニバーサルデザインとは、ユーザーの状況や能力にかかわらず、できる限り「すべての人」が利用できる汎用的なデザインと認識しており、インクルーシブデザインと大きな方向性は似ていますが、インクルーシブデザインの場合は「特定の人」の課題解決を起点にしている、という点で大きく異なると認識しています。

③ 市として、施設や公共空間を“利用できる”だけでなく、“ともに過ごせる”空間にする視点をどのように取り入れているか。

（回答）

現時点では「インクルーシブ」という用語を用いた制度化には至っておりませんが、“ともに過ごせる”空間を創造するという視点も含め、特定の用語に関わらず社会に定着しつつある考え方や仕組みなどを機敏に捉え、インフラや公共施設の整備検討に取り込んでいく研究を絶えず続けていくことは大切なことであると認識しています。

２．ハード面（物理的インフラ）の整備状況と課題

① 公共施設（庁舎、公園、駅前広場など）のインクルーシブデザイン導入率はどの程度か。

（回答）

公共施設全般で現在インクルーシブデザインを導入した事例はありません。

今後、公園施設につきましては、下見の瓢箪池、八本松駅前土地区画整理事業区域内の街区公園、七つ池公園の八本松地域センター用地へのインクルーシブ公園の整備を予定しています。

② 今後、公共施設におけるインクルーシブデザインの導入を促進するため、全庁的な通知を検討する考えはあるか。

（回答）

現状、特に建築物やインフラ施設におけるインクルーシブデザインの定義が確立していないと認識していますので、インクルーシブデザイン導入率や全庁的な通知、民間企業への補助等については、お答えが難しい状況です。

今後、公園等への「インクルーシブデザイン」の導入については、多様な方々の利用を前提とした整備の必要性が求められてくることから、導入方法について検討して参ります。

③ 新設・改修時に、障がい者・高齢者・子育て世帯など、多様な利用者の意見を反映する仕組みはあるか。

（回答）

現在インクルーシブ公園の整備を予定している瓢箪池については、計画策定時に健康福祉部を通じて、関係者からのご意見を頂きながら検討を進めております。

今後も多様な方々からご意見を頂けるよう、関係課とも連携しながら、事業を進めて参りたいと考えております。

④ 点字ブロックや多目的トイレ、車いす利用者スペースなどの整備方針をどう位置づけているか。

（回答）

市が整備する建築物やインフラ施設は、基本的に国等が定めた規定等に従い整備をしている状況です。

バリアフリーについては、法的な規定が定まっており、施設整備の際にはこれに基づき整備を行っていますが、ユニバーサルデザインあるいはインクルーシブデザインはこうした明確な基準がないのが実情でございます。

このように、国においても、建築物やインフラ施設におけるインクルーシブデザインの定義が確立していない中で、国等の動向を注視してまいります。

⑤ 公園や遊具の「インクルーシブ・プレイ」への対応状況（例：車いす利用児も一緒に遊べる遊具設置）はどうか。

（回答）

今後のインクルーシブ公園の整備の際には、車いす利用時等も一緒に遊べる遊具について、設置を検討して参ります。

⑥ 民間企業が商業施設、小売店等でインクルーシブデザインに沿った設備等にする場合、経済的な補助を実施する予定はあるか。（新設、改築限らず）

（回答）

現在のところ予定はありません。

３．ソフト面（意識・制度・運用）の取組

① 職員や設計業者に対するインクルーシブデザイン研修などの実施状況はどうか。

（回答）

現在は実施しておりませんが、今後は必要な内容となってくることから、関係する事業課において研修を行ってまいります。

なお、インクルーシブデザインに特化した研修は実施しておりませんが、障害者差別解消法及び合理的配慮に関する研修を職員に対して実施し、共生社会の実現に向けて周知啓発しております。

② 利用者からの声（障がい当事者、子育て世帯、外国人など）を反映するための協議会・ワークショップなどはあるか。

（回答）

現在インクルーシブ公園の整備を予定している瓢箪池については、計画策定時に健康福祉部を通じて、関係者からのご意見を頂きながら検討を進めております。

今後も多様な方々からご意見を頂けるよう、関係課とも連携しながら、事業を進めて参りたいと考えております。

③ 公共施設の整備だけでなく、民間施設への波及を促す仕組み（認証制度・補助金・啓発など）は検討しているか。

（回答）

民間開発時に設置される街区公園等へのインクルーシブデザインの導入については、近年は遊具の設置等が行われないことから、難しい状況であると考えております。

４．今後の方向性

① 東広島市として「インクルーシブ・インフラ推進方針」や「ユニバーサルデザイン推進計画」のような中長期的ビジョンを策定する考えはあるか。

（回答）

市が整備する建築物やインフラ施設は、基本的に国等が定めた規定等に従い整備をしている状況です。

バリアフリーについては、法的な規定が定まっており、施設整備の際にはこれに基づき整備を行っていますが、ユニバーサルデザインあるいはインクルーシブデザインはこうした明確な基準がないのが実情ございます。

このように、国においても、建築物やインフラ施設におけるインクルーシブデザインの定義が確立していない中で、市単独でご指摘のような中長期ビジョンを定めるのは難しいと考えており、国等の動向を注視してまいります。

② インクルーシブな視点を、市の都市計画・まちづくり全体の中にどう位置づけていくのか。

（回答）

令和８年 １ 月公表予定の公園整備アクションプランにおいては、基本方針の中で、インクルーシブデザインを取り入れた施設の導入について、取り入れております。

また、今後一部改定予定の「都市計画マスタープラン」の公園・緑地の整備方針や、「緑の基本計画」の改定時において、「インクルーシブデザイン」について、取り入れてまいりたいと考えております。

別紙５

インクルーシブ社会研究会　行政視察報告（関係省庁）

■概要

【実施日程】令和８年７月３０日（木）・３１日（金）
【場　　所】衆議院第一議員会館（東京都千代田区永田町２－２－１）
【出席会員】原田会長、落海副会長、木村議員、石原議員
【相手方及び調査事項】
①総務省・デジタル庁・厚生労働省
誰一人取り残さないデジタル社会の実現について
②国土交通省
インクルーシブ公園・ユニバーサルデザインによるまちづくりについて
③内閣府・厚生労働省
「共生社会・インクルーシブ社会」の地域実装について
④文部科学省
学校教育におけるインクルーシブ教育の推進について
【視察目的・方法等】
本行政視察は、インクルーシブな社会及び誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた国の最新動向と先進事例を調査し、本市における今後の施策立案の参考とすることを目的とするもので、本研究会の元会員である鍋島勢理衆議院議員に協力いただき、衆議院議員会館において、関係各省庁の職員からヒアリングを行う形で実施した。
【視察の概要】
内閣府及び厚生労働省からは、改正障害者差別解消法を踏まえた合理的配慮の義務化への優先的な対応や、インクルーシブ社会実現に向けた全庁的な推進体制の在り方について学び、国土交通省からは、インクルーシブ遊具やユニバーサルトイレの整備に活用可能な最新の交付金制度をはじめ、誰もが気兼ねなく利用できる公園・まちづくりに向けた施策を学んだ。また、文部科学省からは、国が目指す「インクルーシブ教育システム」の今後の方向性や、通常学級における ICT 活用と合理的配慮の先進事例、教職員の支援体制等について学んだ。さらに総務省及びデジタル庁からは、高齢者や障がい者がデジタル化から取り残されないための自治体窓口の在り方や、オンライン手続きにおけるアクセシビリティ確保に向けた国の最新方針と財政支援策について学んだ。
これら各省庁からの調査を通じて得られた知見を総合し、今後の本市における総合的な地域福祉推進、公園整備及びまちづくり、教育施策、並びに行政 DX の推進へと活かしていく。

■視察内容詳細

① 総務省（デジタル庁・厚生労働省同席）

【ヒアリング相手方所属】

総務省　自治行政局行政経営支援室、地域通信振興課、情報流通振興課

デジタル庁　デジタル社会共通機能グループ

厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部企画課

(1) 背景・目的

【背景】

行政 DX が進む一方で、高齢者や障がい者がデジタル化から取り残される懸念（デジタルデバイド）が高まっている。

【目的】

国の最新方針や先進事例、財政支援策について関係省庁（総務省・デジタル庁・厚生労働省）から説明を受け、今後の自治体窓口のあり方やアクセシビリティ向上に向けた具体的な取組みについて意見交換を行うこと。

(2) 質問事項に対する説明及び質疑応答・意見交換

質問 1：自治体サイトやオンライン手続きにおけるアクセシビリティ確保について、国の最新方針を伺いたい。

【説明・回答概要】

・今年度、国際標準に準拠した国内規格（JIS）の改正が予定されており、これに伴い研究会を開催して「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を改定する予定である。

・障がい当事者や専門家が参画し、実装向けの「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を作成・公開している。また、再利用可能なデザインシステム（UI コンポーネント等）をコードベースで提供し、事業者の実装を支援している。

・聴覚障がい者が登録不要で手話による問い合わせができる「電話リレーサービス（手話リンク）」を自治体 HP に設置する取組みを推奨している。

【質疑応答・意見】

Q: 規格改正にあたり、障がい者本人の声を聞いて反映させる段階はあるのか。

A: ガイドラインは使いやすくするための「手順書」であり、作成にあたっては事前ヒアリングや研究会への当事者参画を通じて意見を取り入れていく。

Q: ホームページを誰もが見やすくするための具体的な工夫とは何か。
A: 例えばデジタル庁では、再利用可能なテンプレート群やコンポーネント群をコードベースで提供する「デザインシステム」を拡充している。サービスが違っても「名前を入れる時はこう」「生年月日はこう」という画面が統一されれば、利用者の戸惑いは少なくなる。一度覚えてしまえば、次は同じことを学習しなくてよい。政府のサービスでギャップがあるところが少しずつ埋まっていき、戸惑いが少なく使えるようになることを目指している。

Q: 使える人と使えない人のギャップが、顕著に出てくるように感じる。困っている方々をどう持ち上げていくかに力を注いできたが、そこがまだ足りないのではないか。
A: そのためにも、デザインシステムを使ってもらえるよう事業者や各省の担当者に向けて勉強会を実施し、少しでも使ってもらえるよう一生懸命啓発活動をしているところである。

Q: 達成基準の例について教えてほしい。
A: 例えば「音声が自動的に流れるようにすることは避ける」という基準がある。
A（補足）: 急に音が流れてびっくりする方もいるため、画面のちらつき・光過敏への配慮も必要である。また、動画を再生するなら必ず停止ボタンをつけること。注意欠陥障がいなどがある方は、動くものに気を取られて必要な情報が入ってこなくなってしまうためである。一番上のレベルで 86 項目の基準が存在する。

質問 2：高齢者・障がい者向けのデジタル支援体制について、先進自治体事例を教示いただきたい。

【説明・回答概要】
・47 都道府県・政令市・中核市を対象に、ICT 機器の活用を支援するセンターの設置を推進している。
・相談からアセスメント・支援まで自前で完結するモデルのほか、千葉県や北海道のようにセンターがハブ機関（受付・アセスメント）となり、実際の支援は各種障害者協会へ委託・橋渡しするモデルがある。
・山形県などでは、公民館等を活用して住民向けにマイナンバーカード活用やオンライン申請の講習会を実施している。
・「デジタル改革共創プラットフォーム（Slack）」を通じて、全国の自治体 DX 担当者が横のつながりで課題解決を行っている。

【質疑応答・意見】

Q: センター利用者の対象は障がい者手帳を持っている人に限定されるのか。

A: 難病の方や慢性的にお困りの方も含め、手帳の有無にかかわらず幅広く対応している。

Q: 自治体の境界（居住地）による制限はあるのか。

A: 対象者を厳格に絞っているわけではないため、県や近隣市のセンターと柔軟に連携して適切な支援につなげることが可能である。

Q: インクルーシブの先進的な取組みをしている国や都市の共通点は何かあるか。

A: 政府のデジタルサービスが進んでいる国として、イギリス（政府ウェブサイトを統合した GOV.UK や、GDS というデジタル庁的組織の設立、民間人材の内製活用)、エストニア(E-Residency による投資誘致)、シンガポール(GovTech Agency による国主導の推進)、韓国（強固な個人認証基盤を活用したサービス)、北欧デンマーク（介護ロボット活用など福祉分野の ICT 化）などが挙げられる。

Q: 色々な事業があっても、結局それをやってくれる人材が足りないのが課題である。福祉人材不足に対して国としての補助やサービスはあるか。

A: 障害福祉・介護・児童福祉を含め、人材不足は深刻な課題である。厚労省としては、各施設への ICT 導入費用の支援や、毎年実施している処遇改善加算による人件費支援を行っている。令和 6 年度の報酬改定でも人件費に充てられる財源の拡充を検討している。また、海外（スウェーデンやノルウェー等）の事例も参考に、介護ロボット等による生産性向上も進めている。

A（補足）: 直接的な人材支援ではないが、「デジタル改革共創プラットフォーム（Slack)」というコミュニティを運営している。「一人情シス」で苦労されている地方の DX 担当者が、同じ悩みを持つ他自治体と解決策を共有し助け合っている。地方でリアルに集まる意見交換会や勉強会（キャンプ）なども開催している。

質問 3：地方自治体が導入しやすいアクセシビリティ対応システムへの財政支援について伺いたい。

【説明・回答概要】

・令和 7 年度から「デジタル活用推進事業債」を創設。事業費の 90%が充当可能（翌年度の交付税措置 50%)。フロントヤード改革、ウェブアクセシビリティ向上、地域課題解決（スマート農業・オンライン診療）などに活用できる。

・対象事業の例: フロントヤードのシステム整備（書かない窓口・オンライン申請)、ウェブアクセシビリティ向上のための公式 HP 改修、地域課題解決（スマート農業、オンライ

ン診療）など。
・ICT サポートセンター設置運営費補助を開始し、センターの設置・運営にかかる費用（人件費、メーカー招聘等の研修開催費、訪問アセスメント旅費等）を国が補助する仕組みを構築している。

【質疑応答・意見】
Q: ICT サポートセンターの設置にかかる費用は国が 2 分の 1 負担とのことだが、これが全国で広がらない理由はあるのか。また、費用の内訳は大体どうなっているのか。
A: 国としてはまず 47 都道府県と政令市、中核市での設置をお願いして目標を立てている（そのため一般市には広がりにくい）。費用や動き方は団体によって様々である。相談の「一発目の受け」だけをハブ機関として担い、あとは各障害者協会へ橋渡しするモデルのところもあれば、全てセンター内で完結させるところもある。費用の内訳としては、主に人件費、メーカーを呼んで開催する研修会の謝金や開催経費、自宅へアセスメントに行く出張旅費などが多い。

Q: 市単独で独自にやる場合の費用はどうなるのか。
A: 対象が都道府県、政令市、中核市となっているため、東広島市のような単独の市での設置は国の補助対象外となってしまう。県から委託を受けて実施してもらうか、県の協会の取組みに参画してもらうような形になる。

Q: デジタル活用推進事業債の対象にある「情報通信機器の整備」とは住民個人への配布なども含まれるのか。
A: 個人の端末購入等ではなく、公民館などの公共施設に設置する情報通信機器やネットワーク環境の整備を想定している。

質問 4 :「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、自治体窓口は今後どう変わるべきと考えているか？

【説明・回答概要】
・フロントヤード改革として、オンライン申請等の推進により職員の業務負担を軽減し、空いた時間・人的資源を相談業務など、より対面での丁寧な対応にシフトしていくことを目指している。

【質疑応答・意見】
Q: 本市でも「書かない窓口」を推進しているが、紙で対応してほしいという声もあり、現状はデジタルと紙の二重対応になっている。国としてはこの窓口 DX をどう進めていく方

向なのか。

A: 目指す姿としては、オンライン申請等により職員の業務負担が軽減されることである。そして、効率化されて空いた時間や人的資源を、相談業務などより丁寧な対応にどんどんシフトできればと考えている。住民のリテラシー向上に向けた取組みとしては、例えば山形県などでは公民館で住民向けにデジタル活用の講座（ID の作り方やオンライン申請のやり方など）を実施している。こうした「フロントヤード改革プロジェクト」の事例集を作り、全国へ横展開している。

Q: QR コードを読み込むとただの PDF がダウンロードできるだけ、というケースがあったりするのだが、オンラインで完結できるようにしていくというのも進め方の一つか。

A: その通りである。ウェブサイトを作って公開する際、そこから手続きへ飛んでもらう動線を工夫することが大事である。最近はスマホからアクセスする方が多いため、LINE のサービスとうまくつないだり、スマホで検索してサイトを見たら、そのままスマホで手続きできる作りにすれば非常に便利になる。事業者は自社サービスへの誘導が得意であるため、そうした知見を取り入れていくことが重要であると考える。

Q: 山形県でのケースとして物価高騰対策のクーポン配布などの取組みの事例があったが後に、自治体でデジタル化がさらに進んだとか、デジタルデバイド対策ができているといった事例はあるか。（※クーポンをもらうために登録しても、その後使わなくなる懸念について）

A: どのような効果があったのか、横展開できるような事例集などを作成している。

A（補足）: デジタル庁のウェブサイト下部にある「デジタル庁ニュース」において、先進的な自治体のデジタル化の取組事例を動画やテキスト（アクセシビリティ配慮）で発信しているので、そちらも参考にしていただきたい。

(3) 総括・所感

・技術的なガイドラインの遵守に留まることなく、実際の障がい当事者や高齢者が迷わず使えるシステムが必要であると感じた。伴走的な支援をセットで推進していく視点が不可欠である。国の制度を最大限に活用し、福祉事業者等と連携して、誰一人取り残さないデジタル社会や支援体制に本市として具体的にどう取り組んでいくかが問われている。

・高齢者や障がい者にデジタルを勧めるにあたり、MaaS（交通サービスを一体的に利用できる仕組み）などがもっと広がるよう、自治体としてもさらに声を上げ、活用を進める方策を取らなければならないと感じた。

・デジタルデバイド対策の重要性を再認識した。ホームページ等において、国が共通の指針を出そうとしていることは非常に重要である。電話リレーサービスについても、広島県の聴覚障害者センターへのリレーサービスなど本市でも利用できるものがあるようだが、そ

れが十分に周知されているのか確認し、さらに推進していくべきだと感じた。
・誰もが行政の情報を利用しやすい環境づくりが重要である。国はウェブアクセシビリティの推進においてJIS規格への移行を進めている。また、自治体の職員が課題共有できる「ICTサポートセンター（国補助２分の1）」に東広島市が入っていないとのことであったため、設置に向けて提案していく必要があると感じた。鳥取県の手話電話サービスなどの事例も研究し、取り入れていきたい。

② 国土交通省

【ヒアリング相手方所属】
国土交通省　総合政策局共生社会政策課、公園緑地・景観課

(1) 背景・目的

【背景】
東広島市は中国地方で人口が増加している数少ない成長都市であり、外国人住民が１万人を超えるなど市民構成の多様化が進んでいる。一方で、周辺部への目配りや障がい者支援への対応が十分でないという課題認識がある。近年、障がいの有無に関わらずすべての子どもが一緒に遊べる「インクルーシブ遊具」や、誰もが安心して利用できるトイレ整備への市民ニーズが高まっている。

【目的】
インクルーシブ公園やユニバーサルデザインによるまちづくりに向けて、国土交通省の担当者（バリアフリー・都市公園担当）から最新の交付金制度や先進事例、国が重視する施策等の知見を得て、今後の本市における整備方針や計画策定に活かすこと。

(2) 質問事項に対する説明及び質疑応答・意見交換

質問 1：インクルーシブ遊具やユニバーサルトイレ整備に活用可能な最新の交付金制度について伺いたい。

【説明・回答概要】
・バリアフリートイレ等の整備に適用可能な補助制度として、各局が所管する６事業（都市公園の環境改修支援、都市再生整備計画事業、既存建築物バリアフリー改修、地下高速鉄道整備事業費補助、鉄道駅総合改善事業、港湾施設整備費補助）がある。
・トイレ単体での補助ではなく、他施設（エレベーター等）との一体整備や、自治体の都市再生整備計画等への位置づけが要件となるものが多い。

【質疑応答・意見】

Q: 地方の古くてトイレや屋根もないような小規模な駅のバリアフリー化にも、こうした補助事業は活用できるのか。

A: 三大都市圏以外の駅など、小規模な駅であっても、自治体と事業者が協議会をつくり連携する仕組み等で補助の対象になり得るケースがあるため、個別の状況に応じて相談に乗ることが可能である。

質問２:「単なるバリアフリー」と「インクルーシブ」の違いについて、国としてどのように整理しているか。

【説明・回答概要】

・「バリアフリー」は法に基づくハード・ソフト両面の整備を指し、障がい者や高齢者を含む「共生社会」を目指す理念である。

・「インクルーシブ」は障がいの有無に関わらず全ての人がともに共生する概念であり、バリアフリーはその共生社会を実現するための実質的な手段として位置づけている。

・「ユニバーサルデザイン」は全ての人が暮らしやすい社会を目指すまちづくりの考え方である。

【質疑応答・意見】

Q: 「バリアフリー」というと障がい者限定という印象を持ってしまうが、「インクルーシブ」や「ユニバーサルデザイン」と目指す方向性は似通っているという認識でよいか。

A: その通りである。バリアフリー法では、障がいのある人もない人も含めてともに暮らしやすい「共生社会」を目指すとしている。障がい者に限らず、足腰の機能が衰えてきた高齢者なども問題なく移動できるかという点を含めて捉えている。

質問３:「都市公園安全・安心対策事業」等において、インクルーシブ整備を進める際の加点要素や評価基準はあるか。

【説明・回答概要】

・「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」において、防犯カメラや照明灯の設置に加え、公園施設のバリアフリー化（トイレや園路の改築）が支援対象となる。

・社会資本整備総合交付金というパッケージの計画に対する支援メニューの一つであるため、個別に国が採択・評価するような加点要素や評価基準は設けていない。予算の範囲内で自治体へ行き渡るよう運用している。

【質疑応答・意見】

Q: 本市では今後 3〜4 年で 3 箇所のインクルーシブ公園を整備する予定だが、これらにも防犯カメラ設置等の補助はつくか。また、移動に関するバリアフリー化と一体で進めればよいか。

A: 一体的にパッケージで整備すれば支援対象となり得る。事業費要件は 1,500 万円×計画年数（通常 5 年）以上、2.5 億円未満である。

Q: 園路の道幅が狭い箇所を拡幅したい場合、設計段階から補助対象になるか。

A: 基本設計は対象外だが、実施設計以降のハード整備部分は対象になる。

Q: 面積 200 ㎡未満のような、ベンチが 2 つあるだけで放置されている小さな街区公園への支援は、国交省ではあまり想定していないのか。

A: 200 ㎡未満のものが対象となり得るメニューも制度上存在するが、要件が加わり自治体としては使いにくい側面がある。既存の小規模公園を集約・再編するような「ストック再編」への支援メニューであれば活用が考えられる。

質問 4：公園整備における“子ども・障がい当事者・保護者参加型ワークショップ”の先進事例について教示いただきたい。

【説明・回答概要】

・国としては特定の「インクルーシブ遊具」を設置することよりも、場としての「インクルーシブな遊び場」をつくることを重視している。
・大規模事例（国営昭和記念公園）では、特別支援学校や大学へヒアリングし、車椅子のまま遊べる遊具や視覚障がい者向けの展示等を整備した。
・小規模事例（品川区の街区公園）では、小学生対象のワークショップを実施し、特別支援学校や PTA とも連携した。参加が難しい層にはアンケート等で意見収集を行った。

【質疑応答・意見】

Q: 公園づくりにおいては、当事者やメーカーと一体でつくらないと誰も来ない公園になってしまう。必ずしも特別な遊具が必要なわけではなく、芝生とフェンスがあるだけで家族連れが集まることもある。岩国市のフクロウ公園では、巨大遊具の周りの芝生で「インクルーシブ公園デー」を開催し、多くの障がい者とその家族が楽しんでいる。

A: 遊具をポンと置くだけでなく、遊具の安全領域（動線や転落時の対応）を妨げない遊び場全体の設計が望ましい。小人向けのスペースをあえて分けることで安全性が担保されることもある。ご指摘のように、イベントとしてソフト的な誘導をかけ、優先的に遊んでいただく手法も有効である。

Q: ワークショップの進め方において、家族だけでなく、福祉事業所やグループホームの成人障がい者が参画した事例はあるか。外出支援やリハビリ的な視点でのニーズもあると考える。

A: 神奈川県平塚市の事例では、社会福祉団体等との意見交換や文書による照会を行っている。指定管理者が常駐する公園であれば、福祉施設等と連携したイベントを頻繁に開催しやすい。

質問５：ハード整備だけでなく、「誰もが気兼ねなく利用できる空間づくり（心の UD）」について国が重視している施策を伺いたい。

【説明・回答概要】

・適正な利用を促す取組みとして、車椅子使用者用駐車区画や優先席のポスター掲示、ベビーカーマークの普及キャンペーンなどを実施している。

・地方運輸局が全国の小中学校で「バリアフリー教室」を実施しており、自治体の基本構想において「教育特定事業」として位置づけ、教育委員会と連携して推進している。

【質疑応答・意見】

Q: 車椅子用駐車場の寸法基準について、後ろのドアを開けて車椅子を降ろす間隔がない等の課題があるが、基準を見直す予定はあるか。

A: 移動等円滑化基準（省令）で必要な区画の大きさ（何十センチ以上等）が定められている。基準については概ね 2 年サイクルで状況に応じた見直しや検討を行っている。

Q: 広い駐車スペースを設ける場合、国が指定しているのか、それとも自治体や民間事業者の判断になるのか。

A: 必要な区画の大きさは国の基準で示しているが、それ以上の整備（優先順位を上げて整備するか等）については、それぞれの管理者の判断で行っていただいている。

Q: バリアフリー教室の具体的な内容はどのようなものか。高校や大学からのオファーも受けているのか。

A: 学校の総合学習の時間等を利用し、点字ブロック上に自転車を置かない等の指導や、実際にアイマスクや白杖を使った体験型の教育を提供している。高校・大学については要望や状況に応じて対応している。

質問６（追加）：国が市町村に期待する方向性と本市の今後の対応について

【質疑応答・意見】

Q: 今後インクルーシブな社会をつくっていく上で、国が市町村に期待する方向性やイメージを教えてほしい。庁内には「国の動向を見ないと判断できない」という意見が多く、持ち帰りたい。

A: 公園や鉄道駅などの個別整備を連続的に使いやすくするため、自治体の計画に基づく「基本構想」や「マスタープラン」を策定し、まちづくりの方向性を共有することを強く推奨している。計画策定により住民との接点が生まれ課題に気づくことができる。

A（補足）: 公園分野においては、制限は意外と少なく何でもできる。国の動向を気にせず、自治体がうまく使いこなした先進事例を国が後から受け取って横展開したり、制度を変えたりすることが多い。そのため、「勝手にやっていただいて構わない」というのが本音である。まちづくり全体としては、「コンパクト＋ネットワーク」を推進し、歩きやすい街と公共交通機関をつなぐことが求められる。

A（補足２）: 全てを一気に整備するのは財源的にも困難であるため、重要な園路や施設を特定し、スポットで必要な部分を見極めながら段階的に整備していただきたい。

Q: 整備された施設を市民へいかに発信していくか、認知度を高めるための広報戦略も非常に重要であると考える。

A: 東広島市は基本構想を策定済みだが、マスタープランが未策定のようである。国の動向をうかがうよりは、地域の特性を出して先進的な取組みを進めていただければ、国がそれを他自治体へ横展開していく好循環が生まれる。

(3) 総括・所感

・本市には小さな開発で設置された小規模な公園が点在している。それを再編成・集約し、地域に即した誰もが使えるある程度の規模の公園を造るという考え方（ストック再編）もあると聞き、議会でも検討する余地があると思った。単にインクルーシブ遊具を設置するだけでなく、誰もが共に遊べる空間をつくることが極めて重要である。国の方針を踏まえ、当事者の意見を聞きながらプロセスも考えて取り組む必要があると感じた。

・国交省にはバリアフリー法があるため、「インクルーシブ」という言葉の明確な定義付けがないことに驚いた。しかし、公園整備に関して国は特に制限をかけておらず、「自治体に割と自由にやってもらって横展開するのもありだ」とのことであったため、これから本市が進めるインクルーシブ公園の整備において、地域住民や施設関係者の意見を反映したものが造っていけるのだと、希望が持てた。

・インクルーシブとバリアフリーの概念について、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できる空間・遊び場をつくることであると示された。小規模公園のストック再編も国の予算

で可能なものがあるため、使いやすくするための再編を考える必要がある。また、本市は「バリアフリー法に関するマスタープラン」が未策定であると指摘された。市の都市計画などで包括されているのかもしれないが、国の新しい方針に合わせてアップデートしていくべきだと感じた。

・本市執行部が「まちづくりの基本構想の中にインクルーシブ社会の理念を位置づけ、アップデートしていく」と言われた点は評価できる。「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」や「公園施設のバリアフリー化支援制度」など、自治体の公園整備を後押しする国の施策も活用していきたい。子どもから高齢者まで安心して利用できる空間づくりを進める国の動向が確認できた。

③ 内閣府（厚生労働省同席）

【ヒアリング相手方所属】

内閣府　政策統括官（共生・共助担当）付

厚生労働省　社会・援護局地域福祉課（併任）地域共生社会推進室

(1) 背景・目的

【背景】

東広島市においても、インクルーシブ社会の実現に向けた機運は高まりつつあるが、行政側からは「国の動向を見ながら対応する」との答弁が多く、具体的な施策展開に至っていないのが現状である。また、2040 年を見据えた人口減少や単身高齢世帯の増加、地域のつながり（互助）の希薄化が進む中、複合的な課題に対応する地域共生社会の実現も急務となっている。

【目的】

改正障害者差別解消法を踏まえた「共生社会・インクルーシブ社会」の地域実装について、内閣府・厚生労働省から最新の動向、自治体に求められる施策や最低基準、全庁的な推進体制の先進事例、活用可能なモデル事業等の知見を得て、今後の本市における総合的な計画策定や地域福祉推進体制の強化に活かすこと。

(2) 質問事項に対する説明及び質疑応答・意見交換

質問 1：2024 年 4 月施行の「合理的配慮の義務化」を踏まえ、自治体が優先的に整備すべき施策について伺いたい。

【説明・回答概要】

・事業者に対する合理的配慮の提供義務化を踏まえ、自治体が優先的に整備すべき施策とし

て「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が挙げられる。
・協議会は、関係機関間で相談事例を共有・蓄積し、迅速な対応や差別解消に向けた対応力を向上させるために不可欠である。現状、都道府県・政令市は設置率 100%だが、一般市区町村は約 75%、町村レベルでは約 56%に留まっている。
・周知啓発については、より具体性を持たせたリーフレットへの改定や、知的障がい者等にも伝わる「わかりやすい版」の作成・公開を行っている。

【質疑応答・意見】
Q: 相談の事例によってどのような効果が見られているのか。また、相談内容にはどのようなものが多いのか。
A: 始まったばかりで定量的な効果は見えづらいが、相談件数は多い。内容は幅広く、約半分は雇用分野などの労働相談となっており、その場合は厚労省の窓口を適切に案内している。

Q: 相談は事業者からではなく、一般市民からが多いのか。
A: 一般市民からの問い合わせが多い。個々の窓口だと遠く感じる部分もあるため、引き続き内閣府の「つなぐ窓口」から案内し、窓口自体の周知も改善していきたい。

Q: 合理的配慮の周知について、市でもパンフレットを配布等しているが、読んでみても内容がスッと入ってこず、現場では「周知はやったけれど伝わらない」というジレンマがどうしてもついてくる。どうアピールすべきか。
A: 法的な部分や具体的ケースが分かりづらい課題は認識しており、現在リーフレットをより具体性を持たせたデザインに見直している。また、知的障がいのある方にも伝わる「わかりやすい版」も作成・公開した。事業所向けセミナーへ業界団体の参加を呼びかける等、継続的な周知が重要である。

Q: タブレットなどのデジタル媒体を活用して周知していく考えはあるか。
A: 政府のホームページや自治体の媒体等を活用して周知を図っていただきたい。

Q: 協議会の設置に関して、国からの財政的な措置（予算）はあるのか。今後予算化を考えているか。
A: 特段、内閣府からの財政的な支出は予定していない。既存の機関が連携する形であり、ハード整備を伴うものではないためである。今後の予算措置については財政当局との調整が必要であり現時点で動いてはいないが、自治体からそうした要望があることは確認している。

Q: 本市では既に「自立支援協議会」など似たような協議会があるが、別々に設置すべきか。乱立してしまう懸念がある。
A: 既存の自立支援協議会等に、差別解消支援地域協議会の機能を併せ持っていただく形（統合）で全く問題ない。単独設置が難しければ複数自治体での共同設置も可能であり、地域の事情を踏まえて柔軟に対応していただきたい。

Q: 協議会を未設置の自治体において、設置のハードルになっている要因は何か。
A: マンパワー不足や体制的な余裕がないという回答が多い。設置の意義は理解されつつあるが、物理的・財政的な面がハードルになっているのが大多数である。

Q: 設置したい場合、ノウハウ等の相談に乗ってもらうことは可能か。
A: ノウハウの提供等については支援させていただく。

質問 2：国として、自治体に求める「インクルーシブ社会実現」の最低基準やロードマップはあるか。

【説明・回答概要】
・国としてインクルーシブ社会のロードマップや最低基準、一元的な定義は現時点では定めておらず、各省の施策の中に分散している状態である。
・関連するものとして国の「障害者基本計画」があり、それに基づく各自治体の障害者計画が、一つのロードマップに繋がるものと考えている。

【質疑応答・意見】
Q: 今後国としても考えていくべきではないか。どこかの省庁（内閣府など）が手を挙げて旗振り役にならないと、他がついてこないのではないか。
A: インクルーシブ社会は各省に跨る施策のため、過去の例を踏まえても内閣府が調整役となる形が想定されるが、現在直ちに動いているわけではない。
Q: 「インクルーシブ」がどういうものかについて、政府自体が一元的に見解（定義）を出しているわけではないという理解でよいか。
A: その通りである。横断的な定義というよりも、現在は教育やまちづくり等、各省の施策の中にそれぞれの取組みとして存在している状態。まずは地域協議会をつくって進めていくことから始めることが大事だと考えている。

質問 3：障害福祉分野だけでなく、教育・公園・交通・防災・地域コミュニティ等を横断した“全庁的な推進体制”について、先進自治体の事例を教示いただきたい。

【説明・回答概要】

・明石市（兵庫県）：2022 年に「インクルーシブなまちづくり条例」を制定し、市政全体の基本理念として位置付け。「インクルーシブ推進課」を設置し、ユニバーサルデザインや住民参画等を分野横断的に一体統括している。
・神戸市（兵庫県）：「神戸市民福祉総合計画 2030」を策定し、教育、観光、スポーツ、就労などを総合的に扱い、各局や民間企業等との協働を明記している。
・豊田市（愛知県）：「第 5 次障害者ライフサポートプラン」の中で、障害福祉だけでなく教育、防災、交通、生涯学習などを盛り込んだ横断的な計画を策定している。

【質疑応答・意見】

Q: 明石市や豊田市には実際に視察へ行かせていただいた。まちぐるみでインクルーシブという取組みがなされており、市民一人一人の頭の中にも概念があり助け合おうという雰囲気になっていた。条例（憲法のようなもの）の中にインクルーシブという言葉が入っているからこそ、何を取り組むにしてもその考え方を取り入れるようになっているのだと感じた。

A: 既存の施策にインクルーシブな取組みを取り込んでいく自治体もあれば、明石市のように新たに施策として盛り込む自治体もあり、それぞれの自治体で取組みが進んでいる。

質問 4：「心のバリアフリー」推進のため、学校教育や地域啓発において国が重視しているポイントは何か。

【説明・回答概要】

・本質問事項（インクルーシブ教育や心のバリアフリーの理念等について）は、詳細を事前に確認させていただいた上で、後ほど別途ご回答させていただくこととなっている。（※当日の意見交換内では回答を保留・別途対応）

質問 5：小規模・中規模自治体でも活用可能な交付金・モデル事業について伺いたい。

【説明・回答概要】（厚生労働省からの回答）

・2040 年に向けた人口構造の変化や互助の弱体化を見据え、4 分野（介護・障がい・子ども・生活困窮）を一体的に運用する「重層的支援体制整備事業」を推進している。

・小規模自治体（1 万人未満等）は現行の重層事業の実施が困難なため、社会福祉法改正により、少ない人員（統合配置基準）で対応可能な新事業を来年度から施行予定。それに向けた試行的なモデル事業や伴走支援を実施中である。

※（国からの補足）新事業は本当に担い手が不足している小規模自治体を念頭に置いている。東広島市（人口約 20 万人規模）はすでに現行の重層事業において全国的なお手本・先進地として非常に優秀な取組みをされているため、引き続き現在の重層事業を推進していただきたい。

・あわせて、地域住民の支え合い活動と福祉機関をつなぐ「連携協働モデル事業」の参加自治体を現在募集中である。

【質疑応答・意見】

Q: 2040 年に向けての課題として挙げられた「つながりの変容」のデータ（※資料のデータ）は、2018 年のもので最近の状況を反映しているのか。

A: NHK や文化放送などの民間の調査データからの引用である。厚労省など特定の省庁が独自に取っているデータというわけではない。

(3) 総括・所感

・「障害者差別解消支援地域協議会」について初めて聞いたが、本市でどういうものを考えているのか気になった。関係部署や民間事業者との情報共有の場を主体的に検討して進めなければならない。また、合理的配慮が民間も含めて義務化されているため、行政だけでなく民間を含めた再チェックが必要であると感じた。

・協議会設置の意義は理解しているが、本市で実装するとなると一番の課題はマンパワー不足になると思う。実装の難しさはあるため、現在行われている定期的なミーティングの場の一つのテーマとして、インクルーシブや合理的配慮、心のユニバーサルデザインの協議を挙げてもらう提案はできるのではないか。合理的配慮について、より社会に広がるよう、国が新しく作成したわかりやすいリーフレット等の活用に期待する。

・国としてインクルーシブ社会の一元的な定義や最低基準があるのか尋ねたが、内閣府が主導して動いているような気配はあまりないと感じた。厚労省からは、地域共生社会において互助の仕組みが弱くなっているため、住民同士の支え合いや地域コミュニティを連携させることが課題だと指摘されたが、その解決に向けた新たな道筋は見つけられなかった。

・令和 6 年 4 月から合理的配慮の提供が民間事業者に義務化されたことで、社会の風潮が変わっていく一歩だと感じた。国の相談窓口には「就労問題」についての相談が多いとのことだったので、本市でも対策を考える必要がある。協議会については国の補助金はないが、本市がさらにレベルアップするための新たなツールになるのではないか。

④ 文部科学省

【ヒアリング相手方所属】
文部科学省　初等中等教育局特別支援教育課

(1) 背景・目的

【背景】
障がいの有無に関わらず、誰もが共に学び育つ教育環境づくりが求められている。また、不登校・外国ルーツ・発達特性など、多様性への対応も地域課題となっている。本市においても、教育・福祉・地域が連携した複合的な課題への対応が急務となっている。

【目的】
学校教育におけるインクルーシブ教育の推進について、文部科学省から最新の国の動向、ICT 活用や合理的配慮の先進事例、学習指導要領の改訂方向、教職員の負担軽減に向けた体制づくり等の知見を得て、今後の本市の教育施策や地域連携体制の強化に活かすこと。

(2) 質問事項に対する説明及び質疑応答・意見交換

質問 1：国が目指す「インクルーシブ教育システム」の今後の方向性について伺いたい。

【説明・回答概要】
・学びの場として「特別支援学校」「特別支援学級」「通級による指導」「通常の学級」の 4 つが存在し、個々のニーズに応じていずれも充実を進めていくのが基本方向である。
・柱は 2 つあり、①それぞれの子どものニーズに適切な学びの場を提供すること、②障がいの有無に関わらず共に過ごせる環境整備を進めることである。
・共に学ぶ手段として「校内及び共同学習」を推進しており、令和 6 年度からは特別支援学校と地域の小中学校間の連携モデル事業を全国 13 団体で実施している。

【質疑応答・意見】
Q: 東広島市は特別支援学校も高校も小中学校もあり、いろんな学校が混ざっているのが特徴である。モデルケースになるのではないか。
A: そう思う。モデル事業に参加している自治体も、特別支援学校と小中学校が近接または同じ敷地内にあり、一緒に過ごしやすい傾向がある。成果を一つの報告書等にまとめて全国に展開していきたいと考えている。

質問２：学校教育大綱や教育振興基本計画に、「インクルーシブ」の理念を明記している自治体事例はあるか。

【説明・回答概要】

・国の方で網羅的なデータは持っていないが、検索すればヒットする自治体はある。

・「インクルーシブ」という言葉を使うかどうかより、「共に学ぶ」といった関わらせる要素が入っているかどうかが重要だと国としては認識している。

【質疑応答・意見】

Q: ニュースで、教育大綱等の中に「インクルーシブ教育」という文字を入れる考えを国が持っていると見たが本当か。

A: 直近で改訂予定の次期学習指導要領や教育振興基本計画において、必ず「インクルーシブ」という文言で作るかは未定だが、「障がいの有無に関わらず共に学べる環境整備を進める」「多様な子どもを包摂する学校づくり」という要素は間違いなく入る見込みである。

Q: 福岡市を視察した際、教育方針の中心に「インクルーシブ」という言葉を入れたことで全庁的な意識変革につながっていた。単語を入れることで施策の進む速さが違うと思う。やはり教育が一番の手段だと考えている。

A: 学習指導要領が大きく変わることで、自治体ごとの向き合い方も変わっていくと期待している。期待に応えられるような改訂に向けて検討を続ける。

Q: 学習指導要領は国が決めて、それが県に下りてくるという仕組みか。

A: その通りである。国が定めた指導要領に則って全国の学校が授業を行うのが基本。県に下りてから県が書き換えることは想定されない。県を通じて市町村へ情報が流れる流れとなる。

質問３：通常学級における合理的配慮や ICT 活用について、国として推奨している先進事例を教示いただきたい。

【説明・回答概要】

・ICT 活用：一人一台端末の標準機能（白黒反転、読み上げ等）で視覚や発達障がい等をサポートするのが理想的な使い方。聴覚障がい向けの音声文字起こしマイクや、重度肢体不自由向けの視線入力機器などは別途購入が必要だが、国が 10 分の 10（全額）の補助を出している。

・合理的配慮：独立行政法人特別支援教育総合研究所（特教研）のホームページで、合理的配慮の実施事例（約 590 件）をデータベースとして公開中。障がい種別等で検索が可能。

【質疑応答・意見】

Q: 合理的配慮のデータベースはどの程度認知されているか。極端に調べている学校があれば、全く触れていない先生もいるかもしれない。

A: 昨年のアクセスは約 20 万件。全国約 4 万校なので 1 校平均 5 件程度。まだ普及途上であり、一層の周知・啓発が必要と認識している。市教委等を通じて周知に努めているが、国からの情報が多く漏れてしまっている可能性もある。

Q: 一人一台端末の機能を活用するには、配布される端末以外にプラスアルファの機器等が必要か。

A: 視覚や発達障がい向け機能（白黒反転、読み上げ等）は標準搭載のデジタル教科書等で対応可能。聴覚障がいや重度肢体不自由向けの機器は別途購入が必要だが、国の 10/10 補助金がある。

Q: その補助金はいつまであるのか。

A: 令和 5 年度にスタートし 5 年間の予定なので、あと 2 年ほど活用できる。市町村が購入する場合に出るが、市教委が補助金の存在を知らなかったり、どんな機器を買えばいいか分からず足踏みし、執行が進んでいない可能性がある。通常学級にいる聴覚障がいのお子さんにも有用なので是非活用を促したい。

質問 4：教職員への理解促進や研修体制について、国が重視しているポイントは何か。

【説明・回答概要】

・特別支援学校の教員だけでなく、すべての教員の特別支援教育の専門性向上が重要。

・特教研の「学びラボ」にて、特別支援教育に関する動画コンテンツを無料配信（個人登録で利用可能）。

・採用後 10 年以内の若いうちに特別支援教育の経験を複数年積むよう通知を発出。また、中教審で普通教諭免許取得時の特別支援教育に関する単位数の増加を議論中である。

【質疑応答・意見】

Q: 教員免許の更新制はあるのか。時代がすごい速さで変わる中で、教員も変わっていく必要があると思うが。

A: 免許更新制は昔あったが、評判が悪く廃止されたと承知している。

質問 5：特別支援教育支援員等への財政支援の今後の方向性について伺いたい。

【説明・回答概要】

・教員一人で対応するのは限界があるため、支援員の活用が重要である。

・地方財政措置（一般交付税）で算定しており、令和 7～8 年度にかけて 1,000 人分拡充した。引き続き総務省へ適切な要望を出していく。また、教員定数の充実についても課題を踏まえて検討を続ける。

【質疑応答・意見】

Q: インクルーシブ教育を進めるのは良いことだが、一方で教職員の負担がどんどん増えていると日々感じている。支援体制はどうなっているか。

A: （上記説明の通り）まずは支援員の配置や財政措置の拡充を行っている。

質問 6（追加）：多様な学びへの対応（不登校・ヤングケアラー等）や他分野連携について

【説明・回答概要】

・多様性の包摂において、ヤングケアラーや不登校などへの対応は、学校現場の負担（働き方改革）を考慮し、教員が抱え込まずスクールソーシャルワーカー等の専門家を通じて福祉機関へつなぐ体制が重要である。

・不登校等向けには「学びの多様化学校（特例校）」があり、さらに次期学習指導要領では、通常の学校でも不登校や外国人児童、ギフテッドなどの子どもに対し、年間授業時間（1086 時間）に囚われない特別な教育課程を個別に組める仕組みが議論されている。

・心のバリアフリー推進については、学習指導要領での「心の共同学習」の推奨や、「こころのバリアフリーノート」の無料公開等を行っている。

【質疑応答・意見】

Q: インクルーシブと言ってもなかなか変わらないのが現状。教育・保護者・地域が横並びにならないとインクルーシブ教育は実現できない。部署を超えた取組みが必要だと感じる。

A: 福祉等関係機関との連携が極めて大事。国レベルでもこども家庭庁との共同開催で福祉・学校現場の懇談会を実施し、情報共有を図っている。

Q: ヤングケアラーについて、発見するのは教育現場だが、現場にそういう意識がまだない。宿題をしてこない子を少なくするといった今までの評価軸から抜けていない。

A: 先生に全てを担わせようとすると耐えられない。気づくことは大事だが、抱え込むのではなく専門家に委ねられるような学校への配置を進めていく。障がいを持っている児童だけでなく、不登校やヤングケアラーなど広い目線で連携を進める必要がある。

Q: 多様な学びをしていくための施策は進められているか。

A: 「学びの多様化学校」のほか、通常の小中学校でも不登校児童などに柔軟な教育課程を組める議論をしている。レギュラーな教育課程にハマらない子どもたちが学びやすい学校

を目指している。

質問７（追加）:「心のバリアフリー」推進のため、学校教育や地域啓発において国が重視しているポイントは何か。（※内閣府からの引き継ぎ事項）

【説明・回答概要】

・文部科学省としても「心のバリアフリー」は非常に重要なものと位置づけている。学習指導要領においても、いわゆる「心の共同学習」を学校に取り入れることを従来から推奨している。

・心のバリアフリーの推進においては、障がいのない児童が障がいについて理解するための「障がい理解教育」が重要である。

・国として「こころのバリアフリーノート」という副教材を作成し、無料公開している。学校での障がい者理解教育の際には活用してもらえるよう、引き続き普及・啓発を進めていく状況である。

(3) 総括・所感

・国から 10 分の 10 の補助（残り 2 年）があるとのことなので、本市で活用できているか再度洗い出しと確認が必要である。情報が現場の教員に十分に届いていない可能性もある。また、本市には特別支援学校、小中高、広島大学などの研究機関があるため、ICT を含めた国の制度をフル活用し、大学等との共同研究で独特の教育モデル地域になれる環境がある。教員採用後 10 年以内に特別支援の経験をさせる計画なども含め、市教委と連携して子どもたちにより寄り添った学びの環境整備を具体的に考えていく必要がある。

・一人一台端末を活用し、聴覚障がいや肢体不自由のある方向けの補助機能や補助機器を利用することで、学ぶ機会の平等を図ることができる仕組みがあるのは非常にありがたい。一方で、教員向けの研修「学びラボ」などを教員全体で共有するための仕組みを制度化しないと難しい面があると思う。現在は通常級と支援級が縦割り状態だが、一緒に交流し学ぶ時間が増えることで、区別するのではなく「同じ学校に通う友達なのだ」という意識がもっと醸成されることを期待する。

・採用後 10 年以内に特別支援学級での勤務を促す通知など、専門性を知ってもらう仕組みづくりが進められていると同時に、特別支援教育支援員の配置拡充（令和 8 年度 1,000 人）などの財政措置もしっかり行われていることが分かった。「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」は非常に有用であるため、各学校や教育委員会にしっかり認知されているか確認が必要である。

・そのデータベース（約 20 万件検索・4 万校利用）に東広島が入っているか確認していきたい。学校現場の後押しになる有効なツールである。補助金制度もしっかりアピールして活用すべき。次期学習指導要領に「個別最適化」という言葉を入れていくとも言われてい

たので、これをインクルーシブと同義と捉えて動向を見ていきたい。